

第9日目（12月12日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。市民の皆様には足もとの悪い中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。

議長より発言を許されましたので一般質問を行います。今回は林市政初めての予算編成が、平成30年度やってまいりますので、それを中心にしたほんの4項目を行います。通告に従い一般質問を行います。

1 産業振興について

まず、産業振興についてであります。平成29年はJR上越新幹線開業35周年、ほくほく線開業20周年という記念すべき年でありました。鉄道が全国の地方都市の発展に大きな貢献をしてきたことは、今さら言うべきことではありませんが、何よりも先人のご苦勞、特に上越線開業に私財を投げ打ち、全身全霊をささげた我が南魚沼が生んだ明治の偉人、岡村貢翁の先見の明は、一地方議員としても模範とするところであります。

南魚沼市は、海外の観光旅行者呼び込みのため、香港からの誘客事業に新潟県とともに取り組んでいます。海外旅行者のツアールートに市内飲食店が選ばれ、8月、11月に続き、2月にも実施されるようであります。鉄道を使った海外旅行者への売り込みには、JR浦佐駅舎への海外旅行代理店の出店と、ほくほく線を使ったツアールート作成に、官民一体となった取り組みが必要であります。

ことし4月27日から3日間、埼玉市で開かれました第8回世界盆栽大会では、外国人が埼玉スーパーアリーナを埋め尽くすほどの大盛況でありました。日本には年間2,400万人の外国人旅行者が来るが、ほとんどが東京、大阪、北海道、京都などの有名観光地に集中をしている。これからのインバウンドは、オンリーワンの一品を売り出すことが肝要である。そのためには、海外旅行者の嗜好と地元の観光商品に知識の深い、民間との連携が不可欠である。

そこで海外旅行者を呼び込むため、浦佐駅舎に海外民間旅行代理店の誘致と、ほくほく線を活用したツアールート作成に来年度予算で取り組むのか伺うものであります。市長には簡潔明瞭な答弁を期待しておりますけれども、答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、大変雪の降る中、早朝からありがとう

ございます。寺口議員の質問にお答えしてまいります。

1 産業振興について

産業振興、インバウンドのこと全般、このことについては簡潔な質問の仕方でありましたが、中身は大変濃いものでありますので、少しだけお時間をいただきます。岡村貢翁のお話をされました。私も石打の出身でありまして、石打駅等には今も我々を見守るように岡村貢さんの銅像が立っているわけでありまして、私も高校時代、電車通学でありましたので、石打駅から六日町に毎日通っていたわけでありまして、大変、そういう子ではない高校時代を過ごしておりましたけれども、あの岡村貢さんの銅像にだけは、毎朝黙礼を欠かしたことはありませんでした。そういうつもりで今も取り組んでおります。

当市のインバウンド観光の、この誘致事業であります。主にですが、雪国観光圏との連携を軸に進めてまいっております。全国の観光圏と連携をしました「U n d i s c o v e r d J a p a n」これはまだ知られていない日本というような訳になるかと思いますが、この取り組みを通じてやっております。全国に今 13 観光圏がありまして、この共通のウェブサイトやパンフレットなどの整備、そして政府の観光局を通じた情報の媒体、またインフルエンサー、インフルエンザではありません、インフルエンサー。これは世間に影響力を与える人物というようなわけになるということでありまして、このそれぞれの各国の皆さんの招聘の取り組みを行っております。

また、外国旅行代理店との商品造成を模索する取り組みが、今、始まっております。この連携によりまして、政府の観光局、また新潟県が紹介をする海外インフルエンサーの招聘が、今、頻繁に行われるようになってまいりました。これまでに香港、中国、マレーシア、台湾、イタリアから受け入れを当市も行っております。これをきっかけにしまして、南魚沼市への観光ツアーにつながるなどの成果が今、出始めてまいりました。当市は、この風光明媚の部分、そして、日本の原風景といわれるような部分、また日本を代表するブランド米のコシヒカリ等々が、この豊かな食、また雪国固有の文化とか歴史、風土を生かした人々の暮らしなどがあるわけでありまして、これらを誇れる資源として、今、海外に受け入れられる観光コンテンツを有していると思っております。

先ほど議員はオンリーワンという言い方をしました。なかなかオンリーワン、先ほどの盆栽市は、非常に私も注目していました。ありまして、ゴールデンルートといわれる中だけではない、今まさにその枝葉というのですか、脇にそれていく、これは我々日本人も過去に経験してきたことだと思います。最初は名だたるそういう観光地だけを海外にも求めてきましたが、その後はやはり我々、日本人がたどった道と、インバウンドも同じ方向をもって進んでいくだろうと予想しております。オンリーワンという中では私は——私だけではなくてこの地域そのものが考えているのは、雪こそが我々のアイデンティティーであるというような中から、「雪ありて縮みあり」という言葉もありますが、私は雪ありて南魚沼観光があるというふうに思っておる 1 人でありましてありまして、これは多くの皆さんと共有しているものだと思いますので、このことを声を大にして売り込みにしていきたいと思っております。

あります。

来年度、議員からもお話がありましたが、新潟県と庄内エリアでデスティネーションキャンペーンのプレ年になりますので、プレイベント等が開催をされ、また十日町市では、大地の芸術祭も開催されます。大地の芸術祭を隣の市のこととされている方が多いのですけれども、うらやむ声も聞かれます。しかし、宿泊はかなりの部分が南魚沼エリアで賄っているということも考えなければなりません。

来年3月1日には、新潟空港と関西空港を結ぶLCC便の就航が始まります。LCC便、当然ご存じだと思いますが、ローコストキャリア、格安の航空会社のことであります。これらが始まります。2020年の東京オリンピックまで、新潟県や魚沼地域のインバウンド観光への追い風が今そろってきている状態だと私もは考えております。このインバウンドの潮流であります。これまでツアー客から少人数客へ移行して、行き先も東京などの大都市から、地方への移行が加速するなど予測をされています。国内の移動にJRバスを使う旅行者が多いということからも、ほくほく線や復興が待たれるこの只見線など、鉄道網の活用はこれから必須の条項になってくると考えているところであります。

今、全国にほかにはないそうですけれども、観光案内所のない駅と新幹線駅といわれている、これは負の部分でありますけれども、浦佐駅。これにつきましては現在、南魚沼市とお隣の魚沼市、そして両市の観光協会での設置についての検討を始めております。私としましては、さらに十日町市長にもこの申し入れを今、始めさせていただいております。現時点では、海外の旅行代理店を誘致することまでは、今のところ駅には考えておりませんが、海外からの誘客ルートの開拓には、海外旅行会社等の協力と連携が不可欠でありまして、今後、議論を進めていく中で、検討させていただきたいと考えているところであります。以上でございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 産業振興について

肝心の部分の海外旅行社、駅舎内への誘致ということでもありますけれども、本来、JRも民間会社でありますし、民間会社が取り組むことに対して、市がどうのこうのということはないのでありますけれども、今、市長が言ったような形で、来年度は非常に観光イベントとかそういうのが多いということ売り込むについては、どういう形になるにしろ、海外の旅行社でこちらに非常に興味を持っていらっしゃる方がもし、いらっしゃると思えば、それはどうぞおいでくださいという形で招くべきだというふうに思っています。

そういう意味でいえば、やはりほくほく線を使った部分を、この海外の旅行社であると思えば、どういう売り込みをするかということに、私は期待をしています。うちの市もほくほく線については役員でもありますし、中間決算が出されましたけれども、非常に厳しい数字が北越急行に出ていますよね。そうすると駅舎を使ったマルシェであったり、駅の中にいろいろなものを置いたり、ゆっくり走るといった非常にいろいろな商品を売り出している。しかし、それながら、そこに南魚沼市がどれほどかかわっているのかといわれると、

なかなかその部分のかかわり方が弱いという部分があるので、そうするとむこう側さんからオファーがなければ、あえてこちらがするという事は、今までやってこなかったのでありますけれども、逆にこうふうようなところを、今度、北越急行さんがどうですかというところもあわせて、その中に海外の旅行社を入れていくという考え方で、やはり予算をそれこそまだはっきりしないといいながらも、どういう形かはわかりませんが、そういう部分も含みも持たせて30年度は予算づけをしたいというお考えがあるかなというところを、ちょっとお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興について

ほくほく線のほうの話から先にします。私もほくほく線の役員でありますので、常に会議に出させてもらっていますし、北越急行の渡邊社長は、大変アイデアマンでありまして、私も非常によく感銘を受けておりますし、いろいろな今、話がされるような関係があります。

この中で、先ほど南魚沼市の後押しがちょっと弱いのではないかと、いろいろなことをやっている割には、我々市としての後押しが弱いのではないかとのお話がありました。そういう部分もあるのかと思いますが、この南魚沼市の民間の皆さんの、例えばマルシェの皆さんとかも含めて、大変な関与が今、出てきていると思います。これは今まで以上の大きな、そういう動きになってきていると思います。これらについてまず後押しをすること。

もう一つは、兼続公が亡くなられてから400年、この中ではできれば今、石垣等も整備をしています。坂戸山城址ですね、これらの完成を待つということとか、実は来年度にというふうに私はずっと考えていましたが、来年度は友好市の米沢も独自のことをやるわけです。そこから、なかなかいろいろな宝物等をお借りするのも、かぶってしまうというところもあるかと思ひまして、石垣等の完成を待つということになると平成31年度になるのではないかと。2年連続ということにも意味もあります。

こういう中で、我々のところでもやはりしかるべきイベントを打たなければならないと今、考えておりますし、プラス、上越と我々を結ぶ、この中でほくほく線があるわけでありますので、これらについて特別な、できれば単発の短い期間ではなくて半年以上とか、そういうものを続けたようなお客様の誘客を促進するような、そういう列車のこれらを走らせる。例えばこういうことについては、我々市内のいろいろな方々と結びつきながらですけれども、非常に私どもが表に出て、一緒になって取り組むような大きな内容になるのではないかとこの思いがしております。今のところ、もしそのほくほく線のことだけであればそういうことでお答えしたいと思います。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 産業振興について

けさの新聞でありますけれども、日本版日本版DMOということで雪国観光圏。ずっと活動を続けてこられたわけでありまして、いよいよ国の選定を受けて、地方創生交付金を受けての事業が始まるということでありましたけれども、これはこれで非常に大切な部分

なのです。ただ、もしも海外の旅行社がこちらに来たいといったときに、その雪国観光圏というものが相乗効果を持ってくれれば私はいいとは思ってはいるのです。雪国観光圏があるので、ちょっとお待ちくださいというのでは、私はいけないと思っていますので。どういう方が平成30年に来るかわかりませんが、来ないかもわからないのですけれども、そういうところもあるので、雪国観光圏は観光圏としてあるのだけれども、やっぱりその海外の旅行社というのは視点が全く違いますので、全く。です。ので、もしそういう方が来たいといったときには、私はどうぞ頑張ってくださいという姿勢で望んだほうがいいかと思っています。この雪国観光圏と海外旅行社ということについては、市長は今のところ、来るかどうかわからないわけです、海外旅行社自体はね。わからないのですけれども、そこら辺をどういうふうにお考えなのかということだけお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 産業振興について

前段の最初のご質問で、もう答えてしまえばよかったのですが、今また先ほど雪国観光圏と連携をしながらやっているという中のアンディスカバードジャパン、これらの中で先般はマレーシアの大変著名な、最大大手の旅行社が当市を訪れてもいます。そしてイタリアからもラジオの大変有名なDJさんですね、そういう方がいらっしゃったりしています。このことにつきましては、詳細はちょっと担当の課から話をさせます。

また、今、観光協会のほうでも、これは新潟県とも一緒になりながらでありますけれども、台湾プロモーションでは、例えば訪問8回、台湾の旅行社からの招聘事業も行いまして、先般はその大変頑張っておられる会社の皆さんと、私どもも歓迎会をさせていただいたりということでやっています。それぞれやっておりますので、担当課のほうから答えさせます。

また、別途、民間では例えば温泉協会、六日町の観光協会の皆さんではフィリピンにも出かけ、フィリピンからの誘客の道筋を何とか模索したいということで、もう既に向こうに行っていてやっております。来年はぜひ、私にも一緒に行けという話があったりしています。ありがたいことだと思っています。

新潟県では、このシンガポール協会を立ち上げまして、ここにはシンガポールでずっとこれまで三井物産さんの、あそこはアジア圏の、南アジア側のヘッドクォーターが置かれている拠点になっているわけですが、ここでずっと所長を務められていた方が、今、新潟県のシンガポール協会の親方になってやって、この間私どものところに訪ねてきていただいて、これからの道筋を探ったりをしております。

私も先般、国際大学の理事会がありました。私は評議委員なのですが、その同じ評議委員という立場でしたが、その槍田会長さんですね、あの理事長。国際大学の理事長ですが、この方と一番、非常に親しくしている。名前だけ評議委員に上がっていて、なかなか出てこられない方なのですが、台湾の経済団体の一番トップの方です。この方からも、この間例を挙げた米の名刺を私が差し上げたところ、名前が茂男という名前と一緒にだったということもあって、たまたまタイムリーでした。そこからいろいろな話に及びまして、来年

6月にある台湾での大変大きな観光のプロモーションキャンペーンに、ぜひみずから出てきてくれという依頼を受けたりしました。行けるかどうかは別として。

そういう意味では、先ほど予算に議員には触れていただきましたが、渉外費、これらに小さい予算をつけて、ちまちまやっているのではなくて、今こそがチャンスだという思いで取り組ませていただけることを、もし、新年度予算に盛り込みましたら、ぜひ、ご同意をいただきたいと思っております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 産業振興について

この部分については、来年度予算で実際にどういうことをするのかというのが見えてきたところで、再度質問をしたいと思っておりますけれども。とにかく、この南魚沼がよいと思っている、やはりその海外旅行社の視点ですよね。視点がどうなるかというのは、非常に興味があるし、ここに大きな期待をかけていますので、そういうところを拒まないような姿勢を予算でみせていただきたい。これで1の産業振興については終わります。

2 環境共生について

続いて2つ目の環境共生についてであります。新ごみ処理施設の燃焼方式は、ストーカ方式が最も適していると、新ごみ処理施設検討委員会で承認をされたと。また、リサイクル施設の民間委託について、1社から事業計画書が提出をされ、今年度末には施設整備の方向性を議会に報告するとなっている。しかし、ごみ処理区分の検討が、処理能力の算定と発電規模などとともに、今後の検討となっていることに行政の怠慢を感じざるを得ない。新ごみ処理施設については、平成27年に既に2市1町でやってみましょうと、それから合意がなされて、それからもう既に2年がたっているという部分であります。井口前市長とは2市1町でのごみの分別をはじめ、ごみ行政すり合わせが先であると、議場内で質問をしました。難しい問題であるが、これが決まらないうちは施設整備をどうするとか、民間委託をどうするとかという問題は議論できないものと私は考えております。

以前にも、10年間の一般廃棄物処理計画を、まず2市1町ですり合わせを行い、毎年の実施計画は各市長が個々に行うものと質疑をしてきました。施設整備と並行して一般廃棄物処理計画を平成29年中に策定したいという意向のはずであった。一般廃棄物処理計画が決まらないうちに、リサイクル施設の事業計画書を民間に出させるとは、ごみ減量、ごみ処理にかかる費用の節約など、行政が行わなければいけない自治事務を、民間に押しつけているようにとられても致し方ないのではないかと思う。そこで、一般廃棄物処理計画の2市1町のすり合わせを速やかに行い、その後、施設整備を検討するという段取りをなぜ行なわないのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 環境共生について

寺口議員の2つ目の、新ごみ処理施設等に絡むご質問であります。2市1町の一般廃棄物処理計画、これを策定すべきことについては、昨日の岡村議員のご質問に対しても、一部お

答えしたところであります。寺口議員ご指摘のとおり、魚沼市と南魚沼市、及び湯沢町では、ごみの分別方法が一部異なっております。これを統一した上で、処理計画を策定し、その推計に基づきまして、施設の整備計画を進めるべきと我々も当然考えております。建設候補地の選定などに合わせて、今現在行っております、鋭意処理計画を策定中でありまして、現在策定中であります。本年度中にはとりまとめ、皆様にお示しできると考えておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 環境共生について

この部分についての今年度中ということでありましたが、それを本当に期待をしてということで、これ以上の質問はないわけなのですが、この2年間、これがなかなか進まなかったということを見ると、やはりその大和地域のものが魚沼市のほうに持って行って、ごみの分別も違いますし、はっきり言ってごみ袋の値段も若干違うわけであります。そういうところのすり合わせを一つ一つやっていくのに、この2年間であれば私は十分だったと思っています。けれども、この3月末までにやるとなると、相当急ピッチで事務方も一つ一つすり合わせを行い、それぞれが2市1町の担当部会へ持ち帰って、そこで検討を行い、それをさらに持ち帰ってやるとなると、相当の頻度によって回を重ねなければならないのです。そこまでおやりになるというふうに理解をして、3月31日、もしくは3月議会中に概要を示せるというふうに理解をしていいわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 2 環境共生について

そのこれまでのどういう頻度をもって、どういう内容で、その2市1町でそういう協議をされてきたかにつきましては、私の答弁の後に、担当の部長、課長から答えてもらうことにします。ただ、そのやはり候補、その建設候補地の選定を、どうしてもこれはじたばたしてしまいましたよね。これは否めない事実で、陳謝も申し上げているところです。これを先行させなければならなかった理由というのもありまして、そういったことにつきましても担当の部長、課長から答えてもらいますので、よろしく願います。その絡みがございますのでよろしく願います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 環境共生について

ご質問の件、誠に痛み入ります。これから今、もう既に着手をしておりますけれども、おっしゃるように一つ一つの項目、全部すり合わせ、突き合わせをしまして、分別方法あるいは処理方法が違う点、料金ですね。これについても個別に検討を重ねていく。これは非常にタイトなスケジュールになりますけれども、3月末までには何とか、100%といわなくても、皆様におおむねの方向性を示せるような形ではまとめたいというふうに考えております。

今まで2年間かかって、なかなかこの点が着手できなかった点は、本当に申しわけないと思いますけれども、やはり市長が申しましたとおり、その前にどうしても計画を出す段階で、

建設候補地だけは決めておかなければ、なかなか前に進まないという固定観念——固定観念と申しますか、前提条件がありましたために、我々はそちらのほうに全勢力を向けてきたわけでありまして、このたび検討委員会の中に、長岡科学技術大学の教授さんも含めてご検討いただいた中で、やはり計画というのは大事ですと。それをもとに組み立てていくべきでしょう、というご意見もありまして、押し取り刀ではありませんけれども、何とか間に合わせたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 環境共生について

部長のほうからもそういう説明がありましたので、本当に速やかにやっていただかないと困るものだと。民間のほうにどうのこうのと言いますが、可燃であろうが、不燃であろうが、ごみ処理は南魚沼市が責任を持ってやらなければならない部分でありますから、その部分を民間でどうする、こうするということは、魚沼市さんでやっている事業者さんの話がこちらに見えてこないというのもあるので、非常に難しい問題を短期間にやるということでもありますけれども、市長と部長の言葉を信じて、この部分はまた待ちたいと思っておりますので、2 問目の質問はこれで終わります。

3 保健・医療・福祉について

3 番目の質問、保健・医療・福祉についてであります。地域包括ケアシステムの役割分担の全体図はできたが、個々に実行する機関との実施形態がいまだによく見えてこない。2025 年の医療需要と病床の必要量の推計、市が目指すべき医療提供体制を実現するための施策を、地域医療連携という名で推し進めようというが、誰が責任をもって取り組むのかがはっきりと見えてこない。

特に在宅医療の提供体制は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、そして、みどりの連携の図が示されている。市民病院が担う役割は、退院支援と介護保険、在宅医療介護連携推進事業であるが、郡市医師会との連携で在宅医療全体の実施組織が構築されているようには見えない。平成 29 年度は郡市医師会からの委託で、在宅医療コーディネーターの採用と備品の整備が行われたが、来年度から在宅医療システムが起動するための予算を、誰が責任をもってやるのかが見えてこない。そこで、地域包括ケアシステムの在宅医療事業について、来年度予算は誰が責任をもって取り組むのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 保健・医療・福祉について

寺口議員の 3 つ目のこの大変大きい、重い課題であります。地域包括システムのこの問題であります。在宅医療を推進するため、南魚沼市では新潟県の在宅医療推進センター整備事業補助金の交付要綱に基づきまして、事業主体の南魚沼郡市医師会が補助金の交付を受け、昨年、平成 28 年 7 月から、市民病院が受託をして、活動を開始しております。ご存じのとおりであります。

この在宅医療推進センターの業務は、在宅医療提供体制、このコーディネート、事業運営

にかかる会議などの開催、そして在宅医療の普及の啓発、人材育成などであります。平成29年6月、本年6月から専門のコーディネーターを採用させていただき、在宅医療推進センターの本格的な活動を開始をした。今、始まったところであります。

現在、ICT、情報通信技術、これらを活用した医療介護連携システムの構築に向けて、関係機関との協議を進めておりまして、システムの活用のあり方を検討しているという状況であります。また、関係団体との打ち合わせや南魚沼市地域包括ケア連絡協議会との、この連携を強めていくこと、医療機関や行政などとの連携これも強めていくことを進めて、さまざまな課題を洗い出しながら、大変いろいろな課題があるわけでありまして。これらを洗い出しながら、地域独自のネットワークをつくるべく、今、模索をしているというところでございます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の皆さん、この住み慣れた地域で自分らしい誇りあるその暮らしを、人生の最期まで続けることができること、これが誰もが望むところでありまして。在宅医療と介護を一体的に提供することが必要になります。そのために、医療機関と介護事業所の連携を、これも強化をさせていただいて、この地域の資源を生かした、それこそ地域包括ケア、このシステムを構築していきたいと考えているところであります。

来年度の予算の確保につきましては、事業主体であります南魚沼郡医師会が、引き続き県の在宅医療推進センター整備事業、この補助金を受ける方向で県に確認をしているところであります。

いわゆるその在宅介護、介護にならないような、これも地域包括ケアシステムと呼ばれていますが、その手前の、そうさせないというところに我々行政も最大限の心配りをして、また新しい方向性を今つくっていかねばならないだろうということを、市長としても今自覚をして、さまざまにもの考えさせていただいているところでございます。以上であります。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 保健・医療・福祉について

この在宅医療については、本来は病床を持たないクリニック、開業医の先生方に全てを担っていただきたいというのが本来の意味でありましょうけれども、佐渡市なんかもそうですけれども、医師会ではなかなか難しいという部分があって、結局は市民病院との連携ということで、佐渡市うちも似たような形をとっているわけなのですが、問題はいろいろなことで予算を立てなければならないと。その予算を立てるときに、郡市医師会からの委託を受けた事業であるといっても、郡市医師会が中心となって予算を全部組んで、それからやるという形では、多分、今はないのでしょね。

そうすると、市民病院のほうで、じゃあ、どなたがその予算を——在宅医療の推進についてこういう部分にかかるのだ、こういう部分はいらないのだというような判断をしながら、予算をつけて、それを執行していかねばならないのですよ。その市民病院となれば、事務方、事務方となれば事務部長になるわけですけども、事務部長はそこまでやるというこ

とで、そういうことで郡市医師会と話をしてきたのかどうかというところが、私にはよく見えないのです。だから、郡市医師会から委託を受ける時点で、市民病院がどこまでをやるのか。要するに、在宅医療の予算の立て方です。予算の立て方をどうするのだというところを、いや、市民病院がここまでやります、郡市医師会さんはここまでというような住み分けが、どうもはっきりと見えてこないような感じがしている。

郡市医師会は別に丸投げしようと思ったわけではなくても、やはりその、ちょっとうちでは手に負えないので市民病院さんお願いしますといった時点で、私は100%市民病院がその予算まで含めてやって、そこから県の推進センターのほうに交付金の申請をしていくという流れだというふうに思っているのですけれども、こういう考え方が間違っている。であるとすれば、ちょっと直していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 保健・医療・福祉について

まさにそういうことが今、話し合われているというふうに思いますので、これはそれこそ、どちらかということ。私はその包括という意味の全体だと思うのですね。どこかの部署だけではありませんが、どちらが答えるかちょっと私は今の時点ではわかりませんが、担当しているところから、そのことを答えてさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 3 保健・医療・福祉について

今ほど市長の説明にありましたように、県では事業主体を郡市医師会ということで、その推進母体をお願いしているところです。ただ、実際の運営面では郡市医師会のほうから、市民病院のほうへ委託をされ、当方で受託をして事業を進めているということでもありますので、当然来年度の計画等につきましては、運営を任されている私どものほうで計画立案の案を作成して、郡市医師会と調整を図った上で、事業主体の郡市医師会のほうが補助金のほうを受けるといったような流れになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 保健・医療・福祉について

今ほど病院事務部長からのお話のとおりなのですが、これにつきまして、在宅医療推進センターのほうと市の行政面のほうでの地域包括ケア連絡協議会、こちらのほうと連絡をとりながら、医療サイドと行政サイドの中で、連携をとった中で、この推進について協議を進めて、一体となって事業化を進めているというふうに考えております。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 3 保健・医療・福祉について

1点申し忘れましたけれども、体制の関係でございます。市民病院のほうではコーディネーターを採用しましたので、そちらの方が調整の主体となっていていただいているという部分がございます。ただ、コーディネーターの方は調整が主になりますので、実際の事務を行う部分ではなかなか手が回らないという部分がありますので、うちの庶務課の職員が事務のほう

を担っております。

また、当然医療ですので、その主体となる先生が必要なわけですが、当方の大西先生がその中心となって、ドクター関係のまた調整を図っているというような体制になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 保健・医療・福祉について

そうすると、市民病院のコーディネーターの方は、北里出身の方だという話ですので、いろいろな調整ということでは能力を発揮していただけるのだと思いますけれども、要は予算なのです、予算。予算を組み立てるときに、市民病院の庶務課のほうで予算を立てていくということになるとすると、こういうもの、こういうものについてはどうですかとって、じゃあここの部分は申しわけないけれども、郡市医師会のほうで負担をしていただきたいというふうな話になるのかどうかといったときの交渉を、郡市医師会は当然事務局長が出てきます。じゃあ、こちらのほうは市民病院の庶務課ということは庶務課の課長、あるいは係長が出て行って、予算の等々、あるいは平成 30 年度どうするかも含めてやると。実際に動くについては、確かに医師であったり、介護であったりする部分でありますから、そこはコーディネーターの方が当然出てくる部分だと思っています。じゃあ、予算については市民病院の庶務課が、それこそ郡市医師会の事務局と対応していくというふうに考えていいわけですね。

○議 長 市長。

○市 長 3 保健・医療・福祉について

担当課の担当部長のほうから答えさせますが、郡市医師会の皆さんに、その予算があるというふうにお思いなのかどうか。そうではなくて、県のそういうものを使って、それこそそこを通じて、市のほうでやっているという説明をしていると思いますので、理解をいただきたいと思いますが、これを含めて部長のほうに答えさせます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 3 保健・医療・福祉について

現在この補助金につきましては、10 分の 10 の補助ということでございますので、持ち出しのない事業となっております。ただ、今後その部分の補助金のほうがどうなるかという部分は、今現在見通せませんので、しばらくは 10 分の 10 の状態が続きますので、郡市医師会と十分な連携を取りながら事業のほうは進めていくという考え方でおります。よろしくお願いいたします。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 保健・医療・福祉について

この地域医療の最先端といいますか、前衛というふうに考えるべきでしょうけれども、開業医の先生方。実は長らくうちの地域で地域医療を非常に担って、活躍していただきました岡村医院の岡村秀夫先生が亡くなりました。2 年ほど前から体の調子もすぐれず、なかなか診察ということまでいかなかったのでありますけれども、これでまたひとつ地元から開業医

が消えたという部分でありますし、中山先生については、数年前からは閉院をなさっていました。そしてまた大崎では、さくらクリニックさんがどうも1月いっぱい、いろいろな医療活動、それをおやめになるというところが出てきました。そうすると、この在宅医療は、郡市医師会が非常に頑張っていたかなければならない部分なのですが、市民病院として、その予算を立てたりなんかするときに、本当に責任をもってやるというところが見えてこない、なかなか住民としては非常に不安になる部分もあるわけです。ですので、補助金の仕組み自体はわかっておりましたけれども、なかなかそのコーディネーターの方が予算まで踏み込んでやるのか、あるいは地域連携室の室長がやるのかというところまでは、私自身がなかなか飲み込めなかったものですから、ここで改めてお聞きをしたわけでありまして。

とにかく最後はひとりになるかなと思っていますけれども、そこまでを本当に郡市医師会と市民病院群とが連携をしてきちんとやるのだという体制は、まず予算立ての中にもはっきり出てくるのだと思っていますので、そこら辺も3月の予算というところでまた聞かせてもらいますので、この3番の質問については終わります。

4 教育・文化について

4番目、教育・文化についてであります。学区再編検討委員会の答申を受けての、城内・五十沢・大巻中学校の閉校記念式典が行われました。また、五十町・大巻小学校統合協議会は3回目が開かれた。そして上田地区小学校学区再編検討会は3回目が開かれたそうであります。小中学校に通う児童・生徒数の減少傾向により、学校のあり方を根本から見直す時期にきているようであります。

そして、子供たちを取り巻く環境が、通信技術のIT化により、予想もつかないことが起きている現状に戸惑うばかりであります。11月5日に開かれました教育相談サポートスマイリーの教育相談研修会で、「いのちの死の授業」と題して、東京家政大の相馬誠一先生から講演をいただきました。死に急ぐ子供たちをいかに食い止めるか。自傷行為と自殺との関連、命を守る教育、ではどうする、という視点から、深く考えさせられる講演でありました。家庭、学校、地域、教育委員会が一体となつての子供の居場所づくりが急務であると痛感させられた講演でありました。

そこで、来年度から始まる道徳教育で、子供の自殺を未然に防ぐ防止策をどう教え、一体となつた防止策をどう構築していくつもりなのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 教育・文化について

寺口議員のご質問であります。この件につきましては教育に係る分野でありますので、教育長から答弁をさせたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 4 教育・文化について

それでは、寺口議員の一般質問にお答えします。全国で、そして新潟——最近新潟は大変な状況であります——新潟においても、児童・生徒の自殺や自殺未遂の事案が複数の市町

村で発生しており、当市では発生していないものの、学校現場における自殺予防の取り組みが強く求められており、日々緊張感を持って対応している状況であります。

それでは、具体的に寺口議員のご質問、まず道徳教育で子供の自殺を未然に防ぐ方策をどう教えるかについてお答えします。道徳の教科化の経緯は、近年のいじめを苦にした自殺事件が頻発したことや、深刻化するいじめ問題への対応を早期に行う必要があります。政府の教育再生実行会議の提言で、平成14年、中央教育審議会が文部科学省へ諮問し、決定しました。そして、いよいよ来年、平成30年度から小学校でスタートし、平成31年度からは中学校でもスタートします。新学習指導要領では、「特別の教科、道徳」この教科化になる前、道徳については、既に学校現場で学んでおりましたが、平成30年度から教科化になるということでございます。

その内容項目が、今まで以上により明確化されました。その4点についてまずご説明します。Aであります。自分自身に関すること。Bであります。人とのかかわりに関すること。Cであります。集団や社会とのかかわりに関すること。Dであります。生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することとなっており、特にBの部分、人とのかかわりに関することにおいては、「親切、思いやり」、そして「相互理解、寛容」となっており、次にDの内容、生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することについては、「生命の尊さ」に関するものが子供たちのいじめや自殺防止にかかわるものとなっております。

教科書には、心に響く物語、読み物を多く使用して、子供たちに生きることの意味や命の大切さ、そして仲間を思いやり、広い心で相手を受け入れことの大切さを教え、議論させていきます。この議論の部分が、今、平成30年から文科省で強く言っております「主体的に考え、協働で考え、そして深い学びにつなげる」ということで、道徳が、まずわかりやすい授業の進め方を受け持つという部分であります。

次に、一体となった防止策をどう構築していくかの部分についてお答えします。新しい道徳の授業は、積極的に保護者や地域の方に公開し、ともに考え、地域や関係機関の方々から、生命尊重に関する体験談を子供に語っていただき、学校、保護者、地域が一体となった地域ぐるみで自殺防止の取り組みを行えるよう、環境整備を進めてまいります。

なお、当市では1年前倒しにして、今年度から学習指導センターに道徳の大家である、地元のOB校長経験者を1年前から配置しております。新潟県では当市だけであります。この1年間はとても実績のある有意義な1年間であったと、あと3か月ありますが、教育委員会としては自負をしております。

自殺の原因となるいじめは、どこの学校でも起こり得るということは今や常識であり、今後とも学校、教員が、保護者や地域と連携しながら、速やかにいじめを発見し、迅速な対応を行い、子供たちの健全な学校生活を充実するよう、教育委員会挙げて精一杯取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○議 長 質問総時間が残り10分を切っております。まとめに入っていただきたいと思っております。質問者、答弁者とも簡潔明瞭にお願いいたします。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 教育・文化について

この道徳教育がかなり効果を持つかどうかということは、ちょっとわからない部分もあるのですけれども、新聞、テレビ等をにぎわせたあの忌まわしい事件でありますよね、神奈川県座間市の部分であります。子供たちの持っている通信器機の I T 化、要はスマホでありますよね。それを通じてああいうつながりができてしまっているということ、どうやって防ぐのかということが、非常に難しい部分なのです。これを道徳教育でやれるかどうかというのは、ちょっと私もわからなかった。

ただ、この自殺の原因がいじめというふうに限定ではなくて、どうして子供たちがそういうふう——言うのははべったいのでありますけれども、死にたいという表現を、ああいうもの書き込んでしまうのかというのがわからない。これを、じゃあ、どうやって見抜き、止めるのかというのが非常に難しい問題になるというふうには私は思うのです。

犯罪に巻き込まれるということでスマホ、これをとにかく規制ではないですけれども、どういうふうに使ったらいいかということ、学校でも教育で行っております。おりますけれども、子供たちがそうやって自由に書き込めるようになった、非常に便利になったという部分について、こういう機器がはびこってくると、予想もしないことが起きてくるということなのです。そこを道徳教育の中では非常に難しい部分もありますけれども、どうもその来年度からの部分については、自殺の原因が主にいじめであろうということではなくて、そうではなくて、こういうものに子供が書き込むと。ならその前に、周りにいる誰かに話をするとか、そういうところが、要するに友達であるのか、先輩であるのか、先生であるのかはわかりません。けれども、そういう子供がよりどころとできるような、自分は独りではないのだというところが、果たしてその道徳教育などでどのようにできるのかという部分があったので、そこでちょっとお考えがあればお聞かせ願いたい。

○議長 市長。

○市長 4 教育・文化について

この件につきましても教育長に答弁させます。

○議長 教育長。

○教育長 4 教育・文化について

まさにそのとおりであります。道徳の教科化一本では、とても対応はできていけないと思っています。ただ、道徳教育の教科化が先ほど言いましたように、主体的にものを考えて、協働で友達と考えながら、その過程で深い結論を出していくと。この学び方に、ひとつやはり可能性があるというふうに思っております。

そして、南魚沼市は、今年度からいろいろな手を打っているわけですが、もう一つあります。教育相談担当主事を配置しました。やはり道徳教育だけではなくて、現場の相談体制をいかに充実し、子供を、そして家庭を守るかであります。教育委員会には教育相談担当主事を配置し、相談窓口をより一本化しました。このことにより、市内小中学校から寄せられ

た相談については、より一層迅速、かつ適切に対応しております。特におとしから配置したスクールソーシャルワーカーを、この指導主事が有効に活用し、多くの問題を解決しておりますし、さらに総合支援学校特別支援推進室、並びに南魚沼市子育て支援課、保健課、南魚沼児童相談所、市民病院小児科発達外来等とも緊密な連携ができるようになっておりますので、道徳の教科化一本では対応できませんもので、相談体制の充実も今年度から図っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 教育・文化について

この子供のこういう部分での大きな事件にならなければ、わからなかった部分が見えてきたのであります。思春期の子供の心、ガラスよりももろい。触らなくても割れてしまいそうだという、そういう子供たちがよりどころとして、誰と相談できるのかということが、今、教育長がおっしゃったような指導主事であったり、スクールワーカーであったりというものでは私はないような気がするのです。

そうすると、やはり小さいころから仲間をつくるというところを、どういう教育を進めていけるのかということもありますので、ここは平成 30 年度から始まる道徳教育に非常に期待をしております。けれども、この子供の自殺を防ぐのは非常に難しい問題だということは、警察庁の統計からもよく出ていますので、これは本当に大切な子供たちをどうやって守って育てていくのか。これは教育委員会ばかりではないです。ともに考えさせる事案でしたので、平成 30 年度からの道徳教育については期待をしています。以上、一般質問を終わります。

○議 長 以上で寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 8 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。傍聴者の皆様、雪の中、大変ありがとうございます。これより通告に従い、従来型、一問一答方式にて質問いたします。

1 学童保育待機解消について

まず、大項目 1 点目、学童保育待機解消についてであります。これは今議会で、私を含め 4 人が取り上げています。それだけ市民の声が大きいと受けとめていただきたいと思います。平成 27 年 3 月に策定された南魚沼市子ども・子育て支援事業計画の趣旨には、「子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです」と書かれています。

この計画書の平成 26 年 12 月の市の現状では、総人口は減っているが、世帯数は増えていて、1 世帯当たりの人員が 3.03 人に減少しているとあり、保護者の就労状況は、父親が 98% がフルタイムで働き、母親も子供がゼロ歳のときは 61.3% ですが、小学生になると 88.4% と増加し、共働き、核家族が多い状況が伺えます。

学童保育の利用は、県内でも毎年過去最高を更新しているとのこと。そして市では、

ことし6月1日時点で、通年と長期休暇の合計で、8か所、92人が待機でした。6月30日時点の申し込み人数は、877人。全児童数に対する申し込み割合は、全体で30%ちょうどです。この時点での待機児童がいる7小学校で、平均より高いのは4小学校ありますが、一番高いのは、待機のいない大巻小学校の43.9%でした。このことから、待機児童が発生しているのは、特にそこだけ申し込みが多いからとは断定できません。あいているクラブとプラスマイナスをしても、全体で32人の超過になり、市の整備が追いついていないと言えます。

昨日の答弁の中で、定員を増やして対応したとありましたが、稼働率が常に8割のわけではありませんので、遊び道具や子供たちの荷物もあって、狭くて困っているという声も聞いています。待機が発生している地域の保護者からは、同じ市内で、なぜ差があるのか。毎日ほかのあいているクラブに保護者が送迎するのは難しい。学童に入れなくて仕事を続けられなくなった。高学年になった上の子を1人で留守番させるのは心配だ。今後どうなるのかわからなくて不安だ。という大きな声が聞かれています。

申し込みをしている家庭では、さまざまな家族や児童、本人の事情もあり、簡単に優先順位をつけられるものではありません。昨日の答弁の中で、来年度は18人超過の予定とのことですが、まだまだ申し込み人数は流動的ですし、待機が発生していること自体が、子育て中の人たちに不安を与えているのです。

今の時代は一昔前と違い、医療、介護、サービス業、製造業でも、曜日に関係なくローテーション勤務で、早番、遅番、夜勤の時差出勤も当たり前になっています。そんな中で、産休、育休、育児短縮を利用し、職場で肩身の狭い思いをしたり、同僚に気をつかったりしながら、懸命に子育てをしています。子供が小学校に入ったら、職場で思う存分力を発揮したいと思っている女性は少なくありません。

当市でも有効求人倍率が県内一高く、人手不足はますます深刻になっている状況です。働き続けるためにも、少子化対策としても、また市民の切実なる願いに応えるためにも、希望者全員が利用できるように早急に取り組むべき大問題であるという思いから、次の3点について市長の見解を伺います。

まず、小項目1点目、学童クラブ施設整備事業費は総合計画の中で、対象児童数等により、必要に応じた整備を行いますと記載されているものの、今年度からの3年間は未定で、予算が入っていません。長期休暇中だけの応急的な整備をしている学童クラブもありますが、通年希望でも定員超過で、長期休暇しか利用できない児童もいることから、通年の場所確保が必要と考えます。昨日の答弁でありましたように、担当課が学校教育課に移れば予算がついて、待機ゼロになるのでしょうか。今後はどう進めるのか、お考えを伺います。

次に小項目2点目、今議会で一般会計補正予算の中に、指導員4.7人分の増員分と、処遇改善費が委託料として上がりましたが、希望どおりに児童を受け入れ、子供たちが安全に過ごすために、これで十分といえるのでしょうか。放課後、児童支援員は長年働いている人でもボーナスも退職金もない、やめる人も多いと聞いています。生産年齢が減少し、ほとんどの

職種で人手不足の中、人材確保はどう進めるのかを伺います。

小項目3点目、藪神の保護者からは、学校が年数回しか使っていない広いミーティングルームのほうを使えるようになるなら、古いマットの張りかえ等を手伝いたいという熱心な意見も出ていました。どうしたら希望者全員が学童を利用できるのか、支援員も保護者も学校も真剣に話し合っています。情報交換と現場確認は十分にできているとお考えでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは田中議員のご質問に答えてまいります。

1 学童保育待機解消について

大きい項目の1点目、学童保育の問題であります。今回もたくさんの議員の皆さんからの質問が集中をしております、大変大きな問題であることは、深く認識をしているところであります。

1点目の場所の確保の問題であります。昨日の吉田議員のご質問にもお答えをしたとおりであります、先ほど議員からもおっしゃっていただきました。繰り返しになりますが、6月1日の待機児童数は91名でありました。NPO法人すまいるネットとの協議によりまして、定員の1.2倍までの受け入れについて調整がついたことにより、これはきのう説明しました。実際はその8割ぐらいいということの中から、もう一度考えてほしいということをお願いしたわけでありまして。今月12月1日現在の待機者は53名に、それでも減少したということでありまして。

施設の整備方針は、多額の改修費を必要とする施設改修は行わないで、なるべく引き続き学校の空き教室などを最大限活用することとしております。これは空き校舎等も出てくるわけでありまして、さまざまな形で対応してまいりたいと思っております。

市内一律、先ほどご指摘がありました、恐らく保護者の皆さんから、市内それぞれがなぜ同じサービスで行われないのだということは、言うは易しなのでありますけれども、なかなか難しいところがあるということをご理解をいただきたいと思っております。

全ての子供の成長にふさわしい環境を整えるという視点に立てばであります、昼間の親の就労に限定をされる、このいわゆる当該のクラブだけの議論で、とても解決にはなりません。学校教育との連携や、子供たちのより良い成長を目指した地域の協力体制のあり方を含めて、小学生の生活全体の検討というのもしない限り、この根本的な解決にはならないと私どもは考えておるところです。

想定される協力体制と簡単に言っても、どんなことが考えられるか。まずはなかなか難しいと思っておりますけれども、こども会、PTA、学校の後援会、青少年育成のそれぞれの協議会等もあります。また、地区には協議会、それぞれまちづくり協議会等もあります。私はこれらのところに期待するところが大きいです。地域の特性を生かした取り組みが可能であるかをこれから検討させていただきたいと思っております。

先ほど議員が、来年度平成 30 年度から、子育て支援課からこの学童保育の問題を教育部のほうに移管をする、それで待機がゼロになるのでしょうかという話をしました。議員はもうご存じだと思いますけれども、なるはずがありません、これは。現状では。ただ、これをどうやって打ち破っていくかということが今我々に課せられている問題だと思っています。

それぞれ個別具体的な協議にはまだ至っておりませんが、小学校単位の取り組みということがやはり基本になると思いますので、これを考えますと、先ほどの繰り返しになりますけれども、地域づくり協議会等との連携、検討を進めていきたいと思っています。そのことで新たな居場所ができれば、今の学童クラブ等の選択が可能となって、結果として学童保育の待機解消につながるものと、これは本当に考えたいというところであります。

ただ、ただですが、こういう子供たちを——言葉は悪いですよ、そういうところに預けるだけのやり方ではなくて、先ほど議員はいろいろな声の中で、例えば高学年の児童が留守番をさせることが不安だ、そういうことだけを言っていると、果たして子供たちにとってもいいのだろうかと思います。我々はそういうことをやってきましたですよ。だけれども、ちゃんと大人になっています。ただ、今、社会状況がどうだとか、よくいろいろなかわしい事件があるからとか、そういうことをことさらに言い続け過ぎると、こういう問題は本当に助長されていって、それならば学校を2つつくらなければいけないという議論になりますから、そういうことは我々は本当に心して、そういうことをおっしゃる親御さんたちにも、現状とか、本当にそういうことだけでいいですかという投げかけをそろそろ始めないと、子供にとって私は良くないと思っている1人です。市長の立場としてもそう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

将来的にはそういう子供たちが、自分の意思で自由に遊んだり、学べる、そういう社会的な環境も含めて、大きな意味から考えていかなければならないと私は思っています。この中にはスポーツによって、室内に閉じ込めるのではなく、スポーツによって子供たちをはぐくんでいくというやり方もありますので、地域を挙げて取り組んでいくことが学童保育の根本的な問題解消になると私は思っております。

処遇改善の問題でありました、お答えします。NPO法人すまいるネット南魚沼では、平成 28 年度から支援員の処遇改善に取り組んでくださっております。日給制から月給制に改正をまずした。人員確保を進めてまいりました。国の処遇改善事業が今年度から開始をされたことに、まずはよります。南魚沼市でも当該事業に取り組んでおまして、着実に支援員の処遇改善が進むものと我々は考えております。また、そうさせなければなりません。具体的には3段階によるものでありまして、勤続で10年以上の方には、年額37万2,000円の増、そして対象はこれは6人いらっしゃいます。勤続5年以上の方は24万8,000円増、対象の方は7人、勤続5年未満の方には12万4,000円の増、これは対象5人というふう聞いております。

3番目の現場確認の問題であります。子育て支援課では、月に一度開催をされます、それぞれの所長会議、これに出席をさせていただいております。また、今年度からは委託先の法

人を集めまして、入所基準などに関する会議を開催し、情報共有を図っているところであり
ます。担当者はそれぞれ年間を通じまして、随時学童クラブの現場確認をしております。ま
た、それぞれ特に必要な場合等には、関係者の出席を——これは保護者の皆さんも含めてだ
と思いますが——出席を求めて打ち合わせ等を行っております。私、市長も今、時間の許す
限り、なるべくそういう施設を回らせてもらい、そして現場の皆さんの声を聞かせていただ
いております。この中には本当に大きな問題を訴えてくる支援員の方々がたくさんいらっし
やいます。

先ほど私はちょっと力が入り過ぎましたが、そういう問題意識をもってこれから取り組ま
ないと、それぞれの本当の現場の声を聞いたことにはならないと、私は思っております。空
き校舎等の利用、これを含めて、当該の先ほど言われた大巻の問題とか、さまざまありま
すが、これに向かって対応してまいりたいと考えているところであります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 学童保育待機解消について

まず、場所の問題なのですけれども、空き校舎であれば、これから出てきますのでいいの
ですけれども、空き教室を利用しているところは、現在も2か所あると思います。それで、
低学年は毎日大体2時半ぐらいから、もうその学童のほうに行きまして、1日3時間もずっ
とそこにいるわけです。空き教室を使うといいんじゃないか、あいているのだから使えばい
いじゃないかというふうに当然思うわけなのですけれども、実際は低学年のその元気いっぱい
の子供たちが、3時間も4時間もずっといい子に、静かにしているということは難しいことで、
ほかの教室では高学年の子たちが授業をしていますので、静かにしなさいといっても、なか
なか何分ももたないというような状態だそうです。

ですので、簡単に教室があいているからそこを使えばいいというようなことでは、根本的
には解決になっていかないと思います。それで、今後については、空き家とか。いい場所が
あって空き家を使うとか、塩沢の保育園が今度あくと思うのですけれども、そういった施設
を使っていくというようなことはお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 学童保育待機解消について

その個別的なところを使うかどうかということは、ちょっと私からは発言——わからない
点もあります。ただ、そういう考え方はしているかと思っておりますので、これにつきましては担
当課のほうから答えさせます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 1 学童保育待機解消について

今ほどの空き家や塩沢保育園の跡地の施設ということなのですけれども、現時点でそこまでの
詳細について検討しているわけではございませんので、これから引き続き、最善の方法はど
ういうことかということを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 学童保育待機解消について

それで、市長が今おっしゃいました学童に対する、根本的な考え方ですけれども、この学童は、今、申し込みの率を申し上げましたけれども、全員が使っているというわけではないのです。全体の平均としても3割です。本当にそこに申し込んでいる人たちは、切実な事情があって使っているわけです。迎えに来る保護者の方なんかも、もう作業着の上にコートをはおって、仕事を終わってすっ飛んで来るといった状態なのですね。夫婦共働きで、真剣に働いて、それでないとやっていけない、家のローンもあるしというような。

本当に子供たちの状態も、今、ちょっと丁寧に見ていかなければいけないというようなお子さん方も結構いらっしやいまして、高学年になれば家で1人で留守番ができるだろうという、そういう方はもちろん申し込まないわけです。申し込んでいる方は、やはり心配だという人が申し込んでいるわけですね。

ですので、待機の人数が減れば良いということではなく、やはり全員受け入れてやれるような体制を整えていかないと。今、市長は若い人たちにここの南魚沼に帰ってきてくださいということをおっしゃっているわけです。その整備をまず進めなければ、安心して戻ってはこられないと思います。独身の方だけが戻ってくるわけではありませぬので、子育て中の方も来ます。そういう方々を、ここはちゃんと整えてあるから大丈夫、心配ないからということ呼び込んでいく必要もあると思います。不安があるということが、やはりこの少子化にとってとても問題があると思いますので、ちょっと申し込んだり、学童を利用することがどうなのだろうというような考えについては、もう少し事情を考えていただけないのか。現状を考えていただけないのだろうかと思いますが、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 学童保育待機解消について

今、議員が言われていることはわかって、今、整備しているのです。ただ、まだ待機が出てしまう、こういったこともいろいろな形で直してはいきたいと思っておりますが、ただ、これから恐らく、学童保育に入ってくる人は増えていくと思っております。国の――またここで私が言ってもしょうがないのですけれども、国のほうが3年生から6年生まで引き上げました。私が言っているのは、こういうことがいいのかということなのです。だから、整備をしていく。

事情があって、そういうお母さん方とかお父さんも含めてですけれども、親御さんたちがそうやって大変な思いをしてやっているということは十分わかっています。わかっているけれども、制度として今、本当にこれに追いつかないなという思いを述べていて、根本的な解決はそれだけではないだろうなと思っているところをさっき述べました。なので、誤解を与えてしまったらそれはお詫びしますが、私としてはこういう整備をやっていかなければならない。それは市長として当然の務めですから、やっていきますが、今なかなか厳しいですよということも話をさせてもらっています。ご理解をいただきたい。血も涙もない人間ではありませんので。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 学童保育待機解消について

市長のお気持ちも、財政事情ということを考えても、とても難しいことだということはおわかりますが、やっぱり担当課のほうからは、その関係部署のほうにどうしても予算がないというような話をされるようで、やっぱりきちんと納税をしている市民からしますと、予算がないということはどうだろうというふうに感じている部分もあります。

市長が本当に必要だ、これは優先的にやらなくてはいけないというふうに考えていただければ、遊びの広場、全天候型遊びの広場は、補正予算を組んで、期の途中でも始めるわけです。これについては使いやすくなって、本当に良かったと泣いて喜ぶお母さんもいます。12月からって言っているけれども、いつになったら始めるのだ、すぐに使いたいと言うお父さんもいる。

市民がやはり望んでいることに、経費がかかってもそこに取り組んでいくことについては、市民も本当に理解されているというふうに思いますので、これは、この後、質問される方々もいらっしゃると思いますので、このぐらいにしますけれども、優先順位をつけて市長には決断していただきたいというふうに思います。

処遇改善については、早速、それこそ補正予算で上げていただきましたので、必ずしもこれで十分ということではないと思いますが、今後もまた処遇改善はやっぱり進めていかないと、人材確保ができていかないと思います。それも進めていただきたいといます。

具体的にその処遇改善だけでなく、人材確保の方法を考えていらっしゃるならば、地域と連携するということも今お話がありましたけれども、地域と連携するということになりますと、ボランティアとか地域住民の協力ということも必要になってくると思いますが、その辺の見込みはどういうふうになっておりますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 学童保育待機解消について

見込み——先ほど説明したとおりです。まだ個別具体的には、例えば地域協議会の皆さんとか、地域の皆さんと話し合いはまだ。だけれども、やってもいいですよというところも出てきています。だから、個別具体的にこのところ、このところ、まだ全部そうやって当たっているわけではありませんが、そういう視点がないと、今の待機児童を解消する一番根本は、場所がないということがまず第一ですから。予算だけではありませんから。そういうところをよく見ていただきたいといます。

なので、それを合わせもって、学童保育だけではなくて、別の角度で放課後のそういう子供たちの安全や、そういうことを守るということも、同時に合わせ持っていないと、なかなか言ってばかりいて前に出ないというところがあるということは、みんな今、認識しているわけでありまして。そういうことでやらせてもらおうといます。見込みを、具体的にいつまでにこうできるということをもたもって話をしているわけではありませんので、ぜひ、ご理解をいただきたいといます。姿勢を見ていただきたいと思っております。

それともう一つは、例えば子供の全天候型広場を先にやって、優先順位という話を議員はされますが、昨年、この平成 29 年度から学童保育に入れないという待機者がいっぱい出たときに、我々としてはさまざまな手を打たせてもらったり、夏の長期休みの期間になると、学童に入れたいという人がいっぱい出てくるのです。この対応については、それまでになかった、小学校等の介助員さんの利用といますか、その夏場の採用とか、そういうことも含めて手を打ってきているのです。何もしなかったような言われ方は、私としては腑に落ちない点がたくさんあります。

全天候型広場も、ある種反面、親がそういったところで、おじいちゃんもおばあちゃんも含めてですよ、そういったことをやるということが、ひとつにはこの全体像の中の皆さんの子供たちの保護、そしてより良い成長に導くための施策でありますので、優先順位とか、そういうことで片づけていただきたくない、簡単に話をしていただきたくないという思いがしておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 学童保育待機解消について

今のお話はよくわかりました。石打のほうでは、もう遊びの広場というような形で、地域ぐるみのところも始まってきているようですので、そういうところも今後また全体で考えていかなければいけないことではないかというふうに思いますので、そのことには期待したいと思います。

それでは大項目 2 点目……。

○議 長 移りますか。(3)ではなくて 2 点目に移りますか。

○田中せつ子君 1 学童保育待機解消について

小項目 3 のほうは、その話し合いは現場のほうでは、前よりも少なくなっているという声があったのですけれども、やっているということでしたので、それでわかりました。十分現場確認もしていると。市長が来てくださるというふうに……(何事か叫ぶ者あり)市長が現場を見に来てくださるということで期待している声もあります。これは徐々に進めていくということだと思っておりますので、それはわかりました。ですので、大項目 2 点目に移ります。

○議 長 はい、それでは質問の途中ですけれども、休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

[午前 10 時 59 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

それでは、大項目 2 点目、職員の意識改革と行政姿勢の変革についてであります。市長は 1 年前の 12 月議会所信表明で、「ふるさと納税で得た財源は、福祉の充実や子育て環境の整備など、市民サービスの向上に使います。多額の財源を必要とし、これまで取り組めなかつ

た市民サービスを知恵と工夫で実現できることを示し、新たな時代にふさわしい、みずから稼ぐ、市民の先頭に立つ、攻める自治体を目指し、職員の意識改革や行政姿勢の変革を進めてまいります。この取り組みにより、市民と行政の一体感や、市、行政に対する信頼感が飛躍的に高まると確信しております」と発言されました。

そして、ふるさと納税はもう5億円を突破しようかというような勢いです。返礼品を扱う農家からは、米が好評で忙しくなった。新たに設備投資をして、もっと付加価値をつけたいという明るい声も聞こえるようになりました。昨年の市長の宣言が遠くない現実を感じられるようになってまいりました。ふるさと納税の取り組みだけでなく、日ごろ市長がさまざまな場面で課を横断した連携、どうしたらできるかを考えるという職員へのメッセージが、この1年でどれだけ浸透したのか総括し、今後に生かすことが重要と考え、市長の見解を伺います。

小項目1点目、まず、私が新たな取り組みだと感じたのは、市政懇談会を休日昼間にも開催し、若い子育て世代も参加しやすくしたこと。行政区長会を夜間も開催し、働く人に配慮したことなど、市民目線でいろいろ試されたことは大変わかりやすい取り組みであったと思っています。職員についても積極的で、前向きだと感じるが多々ありました。

消防署では先日、女性隊のメンバーが講師となり、実務で必要となる英会話の講習会をし、27名が参加したと聞いています。英語が話せる署員が増えれば、その人たちからほかの人にも広がっていくでしょう。前向きな姿勢だと感じました。ほかにも市長が考える具体的な取り組みと成果事例、まだまだ今後の課題だというふうを感じている、変革が必要だという点があるかどうかを伺います。

○議長 市長。

○市長 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

それでは、田中議員の大項目2番目の質問に答えていきたいと思っております。質問内容がちょっと通告と違う点もあるのかなと思っておりますので、合致しなかったらごめんなさいなのですが、その部分だけご理解をいただきたいと思っております。

まずは、通告文にあったことの訂正ですね、私からちょっとお願いしたいものがありました。昨年12月の議会で私の所信表明をしたことを引用されて、この文面も書かれています。この中で誤解を招かないようにちょっと申し上げたいという点が1点だけあります。よく調べたのですが、この「私は職員の意識改革や行政姿勢の変革を進めることで、市民との一体感や行政への信頼感が高まる」というふうにはそのときに申し上げていないと思っております。これはもう一度必要であればお調べいただきたいと思っております。

正しくは、今ほど議員が内容の中でおっしゃっていただきましたが、ふるさと納税の返礼品等に取り組むということをもっとまず言って、「いただいた寄付を財源として、これまで難しかった市民サービスを向上させることで、市民と行政の一体感や行政に対する信頼感が高まる」というふうには申し上げておきたいと思います。また、職員の意識改革や行政姿勢の変革は、このふるさと納税のような、先ほどお話をいただいた、みずから稼ぐ、攻める姿勢を自治体に持

ち込むことで進めていきたいというふうに発言していると思いますので、その点をご理解いただいて、これから話を始めたいと思います。

具体的な取り組みと成果についてであります。市政懇談会等で乳幼児をお持ちの、子育て中のお母さん方とか、お父さんも含めてですけれども、に対して日曜開催で、そして託児施設を設けながらやったこととか、行政区長会で、若い方は昼間はみんな仕事をしている人も多いですから、夜の部でそれを設けたりということのご評価をいただいたことは、大変ありがたいと思っています。これに収まることなく来年は、今までの市政懇談会のあり方を、大分自分としては反省をし、今、庁内には来年の行政懇談会のやり方は大分変えたいという話をさせていただいています。きょう、ここではあまり細かいことは申し上げません。

変革という部分でありますけれども、常に自分として意識しているのは、スピード感ということ。これだけでもの、行政は語れません。しっかりと正確にやっていくということも大変大事なのですが、このスピード感というのを、今、持ち込ませていただいているというふうに自分では思っております。例えば、昨年1月から開始をした総合窓口、これも市民の皆さんから大変、今、多くのありがたい、お褒めに近いお言葉もいただいているところです。

中にはいろいろそれに対して苦情も当然あったりするのですが、この10月に実施をした窓口来庁者を対象としましたアンケート調査、大変ボリュームもある、数も多く集めたアンケートなのですが、窓口職員の対応が、総合窓口になる前と比べて大変よくなったと回答した方が、82.6%を占めました。これは単に、窓口の形態を変えた成果だけではなくて、みずからその扉を開けて、忙しいときには前に出ていっていろいろなお話を伺うとか、そういう交通整理も含めてやるというような職員の意識の改革につながっているものと思っております。これらもこれからまたさらに磨きをかけていきたい。このことが市民の皆さんの要望に添うことだと思っておりますのでやっていきたい。

また、今月21日にオープンをします全天候型遊び広場、これは「子育ての駅ほのぼの」という名前になりますが、若手職員を中心とした政策検討組織であります、庁内にあるのですが、人口減少問題プロジェクトチーム、ここの若い皆さんからの提案から生まれたものであります。いずれも、職員がみずから考え、積極的に議論をした結果が形になってあらわれたものでありまして、この、攻めの姿勢の一端が、少なくとも、少しずつ前に出ているのではないかとこのように感じております。

特に職員については、私は前からよくここでも申し上げていますが、口で言って訓示をして、人は動かずという思いが私にはあります。達成感とか、こういうことを提案してそれが成功していく。そういう流れの中で、モチベーションが向上し、必ずそれはよい影響のスパイラルになっていくというふうに思っております、そのことを信じてやっています。

ふるさと納税も、例えばスポーツの今の市政のエンジンづくり、こういったこともそれに該当するのではないかと考えています。今後も職員の意識の改革、自己啓発等に努める、またそういうきっかけを与えていく、そういうことで職員個人が職務のために有効となるもの

を自身で見つけ、参加をしていくというような自己研修制度の活用にも心を砕き、積極性や企画力・工夫力、これらを向上させ、市役所全体の変革を進めてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

ありがとうございました。私は、議員の役割は行政をチェックするというのも大きな役割の1つだと思っておりますが、それは悪いところを探し出すというばかりではないというふうに思っております。ですので、今のように、それぞれ新たな取り組みでとてもいいなというところを、やはりこういう場でも取り上げていかなど、なかなか市民の皆さんには具体的には伝わっていかない部分もありますので、FMゆきぐには、仕事をしながらラジオをずっとつけて聞いているという方もいらっしゃる、ここで取り上げることは大変意味があるというふうに思っております。決して悪いところだけを取り上げていこうということではなく、いいことはいいというふうに、やはりお互いに認め合って、取り上げていきたいという思いで質問させていただきました。通告のほうをちょっと縮めましたので、申しわけなかったと思います。

次に小項目2点目。市民と行政の一体感や信頼感を高めるには、市民の声に真摯に耳を傾けることが重要であり、市民が変革を実感することが必要と考えます。市がパブリックコメントを募集しても、多くは集まらず、市政懇談会や議会報告会も残念ながら参加者が少ないのが現状です。そんな中で、市政ポストは市民が自由に気づいたことや、質問や、提案をそのときに市に届けられる重要な方法だと思っております。大体月平均約三、四件はあがっているようで、この貴重な市民の声である市政ポストはどのように活用されているかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

田中議員の2つ目のこの市政ポストの活用ということだと思います。これを生かしていけということだと思いますが、開かれた市政の実現と公正で信頼される市政の推進を図ることを目的に、本庁舎・塩沢庁舎あとは大和庁舎に、このポストは設置をしています。また、市のウェブサイト、市のホームページにも寄せられた意見や、あとは郵送されてくるものもあります。郵送ですね、郵送でくるものもあります。

これらの意見などは、市民の皆さんの声として同様に扱っているのですけれども、今ほど件数をおっしゃいましたが、もうちょっと数はあります。プラスですね、これに数えられない私宛ての投書、自宅に届くものもたくさんあるのです。きょうも来ていました。そして、電話も日常茶飯事にかかってまいります。これらもこのポストと同じような扱いに——全て公開というわけではありませんが、私宛てに来たものは私のフィルターにかけて、これは大変見落とせないということも含めて、そういったものは庁内で毎日主要会議をやっていますので、そういったところで話もさせていただくなどやっているところです。

これらの要望や質問等につきましては、市民の声という形で、所管課がそれぞれ回答を

作成します。これは所管がありますので、その部分で作成をし、その後、文案が私に上がってまいります。これを決済させていただいた、判こを押させいただきいただき、また、例えばそこに赤ペンも入れさせていただくこともあります。そしてこれを、住所がきちんと明記されている方には回答書を送っています。これは全てであります。それでないものは、さまざまな形で発表させていただいております。このいただいた意見や回答は、個人情報情報を削除した形で、市報や市のウェブサイトにて全て上げていくという状況であります。3庁舎の掲示板にも掲示をさせていただいております。

さらに、過去のこういう意見をその場で終わらせることなく、掲載が終わったらわからなくなるのではなくて、データベース化をさせていただいて、職員がいつでも見られるように、庁内のランがあります、ここに共有ファイルとして残しています。所管課において統計や分析、必要に応じて事務のマニュアル化とか、そういう各種いろいろな施策に参考として活用しているということでもあります。これは先ほど申し上げました市政懇談会で出た意見、これも全て全部そういう形でやらせていただいておりますので、今後とも頑張りたいと思っています。

吉宗さんですかね、徳川8代将軍の目安箱から始まって、こういう流れなのだと思いますけれども、これらは非常に貴重な意見だと思っております、私どもも心してやらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

時間も少なくなってきましたので、今の件はそれでよくわかりました。職員も全て共有できるようになっているということが、担当課だけでなく、ほかの課もきちんとその情報を共有しているということがわかりましたので。

その以外なのですけれども、今ファイルが置いてある場所、本庁舎の玄関正面なのですが、これがそこにあるとわかっていれば、探せば目に入るので、知らない人はそこにファイルがあるということは、なかなか目につかないのです。そのファイル自体のありかがなかなか目につかない。大和のほうの庁舎のところにも大きく引き伸ばして掲示してあるのですが、これが出入り口に近過ぎて、そこで読んでいると、自動ドアが開いたり閉まったり、開いたり閉まったりして、なかなかじっくり読んでいられないという状態もあります。市民のほうの立場からすると、ファイルは小さいですし、張ってある場所はなかなか読みにくいところがあって、もう少し工夫が足りないかなというふうに思います。

昨年は半年も張りっぱなしのことがありました。現在も張ってあるのは8月分で、ファイルも8月です。市民の声がちょっと後回しになって、軽く扱われているのではないかと、ふうに感じられる部分もあるのですが、もうちょっと早く対応していただいて、答えを出すのに大変だとは思いますが、早く出していただければ——同じ内容が何回も出てくることもあるのです。市民もそれが見られれば、もっと理解が進むのではないかと

うのですけれども、その辺の、細かいことを言って申しわけないのですけれども、工夫という面では今後についてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

まず1点は、お寄せいただいたそういう声に対する返信という話をしました。これは非常にスピード感をもってやっているつもりであります。が、その後の市民の皆さんの目に触れる、そういう共有していただくような部分については、ご指摘がある部分があるのかなど、確かに見づらいのかなという思いがありますので、これは担当しております課長から今ちょっと答えさせますのでよろしくお願いします。善後策を含めて、多分、私と同じ考えだと思います。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

ファイルの場所につきましては、ご指摘をいただきました。私自身も深く考えてそこに置いたというわけではないですので、参考にさせていただいて、改善ができるようであればというふうに考えております。ただしかし、庁舎につきましては、さまざまな掲示物、市民に知っていただきたいというという情報が幾つもあります。この中で優先順位をつけていくということになりますので、すぐに大改革ができるかどうかは、ちょっとここでは発言を控えさせていただきますと思います。

もう1点、8月の掲示物がまだということであります。実は以前にもご指摘を受けて、なるべく早く掲示をしようということで取り組んでまいりました。今年度につきましては、8月にいたるまでは非常に快調なペースでやってまいりました。恐らく細かくチェックしていただいている方はよくおわかりのことだと思います。

ここにきて滞っている理由ですけれども、次の月の分の回答がやはりまだできていないという部署が幾つかございまして、そこでつかえてしまいました。匿名の方からの投書でありますと、回答をあまり担当課に急がせない傾向がございまして。その中で解決策を担当課のほうで模索するということがございまして、それが出次第に順調に掲示ができるものというふうに考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 職員の意識改革と行政姿勢の変革について

ありがとうございました。大きな予算を使わなくても、日々の小さな業務改善や工夫でできることはいろいろあると思います。市民や職員のアイデアを取り上げていく市政を期待して私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位9番、議席番号19番・関常幸君。

○関 常幸君 その他地域における地下水採取について

先に通告いたしました、その他地域における地下水採取について伺います。「その他地域」

というのは、大和、塩沢、今までいっておりました地盤沈下区域と周辺地域を除いた、今は重点地区といっておりますが、その、その他地域。大和、塩沢、地盤沈下区域を抜いた地域のところを伺いたいと思います。

六日町の地盤沈下は、昭和 48 年に井戸の抜け上がりが確認をされてからでありますので、今から 44 年前になるわけであります。まさに六日町の皆さんは、地盤沈下と向き合ってまちづくりを進めてきたので、本当に大変な、50 年にならんとしているわけではありますが、大変だったと思いますし、これからも地盤沈下と共生をしてのまちづくりになるのだろうなというふうな意識を私は持っております。

平成 6 年には本当に苦渋の選択で、地盤沈下区域の消雪井戸の掘削を禁止してきたわけがあります。そして、今日にきているわけではありますが、近年高齢化が進んで、人力での除雪が困難になってきている。そういう中で、市街地の人口流出、空洞化が進んで、井口前市長が大方針転換をしたわけであります。井戸の掘削を認めると。またあわせて市民からも井戸を掘らせてもらいたいというという強い要望が上がってきたわけであります。

本年の 9 月議会で、地盤沈下区域で井戸掘削ができる条例改正が行われました。10 月 1 日から施行されたわけでありますので、所信表明にもありますが、この地盤沈下区域で新設が 12 件、掘りかえが 11 件上がってきておまして、本当に喜ばしい。願いがかなったわけありますので、喜ばしいことだと私は思っております。

この条例改正の背景というか大きな理由は、地盤沈下区域での井戸掘削ができる、するようになったことでもあります。あわせて 9 月議会を振り返ってみますと、新しい条例の説明が執行部からありましたが、質問のほとんどが地盤沈下に対する質問でありました。反対討論も確か 3 人出たと思いますが、その反対討論も地盤沈下区域に対するので反対でありました。

私どももこの条例改正については、その他地域は当初、確か変更の対象ではなかったように思っておりますし、まさに重点地域以外は今までどおりなのだなというふうな認識であったはずであります。ですので、9 月議会のときにはその他地域については、ほとんど出なかったんだろうと思います。しかし、執行部はちゃんとその変更になりました、8 条と 9 条です。きっかり説明をしているのです。

それはさておき、そういう状況の中で、今の雪掘り、まさにきょう雪が降ってきましたが、それを前に新しい条例を精査してみますと、8 条で今までよりも地下水量が少なくなるということがありましたし、そのところを少し見てみますと、今までの条例はわかりますように、敷地面積に 1 分間の 0.4 立方を掛けているわけではありますが、その 0.4 というのも場所によっては地下水の温度が相当違うわけでありますよね。一応あそこでは 12 度ということをもとにして、敷地面積に 0.4 を掛けて、その散水面積を決めているわけではありますが、新しい条例では、敷地面積——業者によっては、敷地面積で掛ける場合と、敷地面積の中に池があれば、そこは除いて面積をしているという、さまざまな事例があるということも、調べる中でわかってきた。当然あるわけではありますが、それはさておいて、そういう中で今の新しい条例は、敷地面積、消雪面積ではなくて、建築面積なのです。建築面積に今 1.8 を掛けてある

のです。だから建築面積が10とすれば、1.8倍を掛けて、そこに1分当たり出る水の量、今までは0.4であったのですけれども、0.45を掛けております。

その数字を実際皆さんの家に全部当てはめてみてください。私はその作業をしたのです。そして、現状は、大和のほうを私は調べたのですけれども、大和はやはり地盤沈下が起きないということで、旧町のときは吐出口径50ミリが最大なのです。そうすると7割ぐらいの方が旧条例にある50ミリを入れているわけなのです、50ミリという数字を。

そうですので、今、新条例に当てはめると、50ミリという家はなかなか少ないのです。家の大きさが、皆さんもわかりますように、建築面積ですので、屋根の面積じゃなくて、柱と柱だそうです。でいっていくと、例えば100平米だと、30坪の家ですね、面積、120、160、180、200、250平米、全部計算していって、今のその計算でいくと必要水量が出てくるわけです。そうすると180平米という55坪、大きい家ですよ。その家でないと——その家でもポンプ口径は40ミリなのです。200平米の家になって、必要水量として162になるので、ようやく50ミリになる。そして、だから大多数入っている人が今50ミリを使っているわけです。新しい条例では、その他地域の方は水が出なくなるなというふうなのが出てくる恐れがあるだろうというふうな形が、計算すると出てきております。まず、そこですね。だから、これから雪が降ってきました。いつどこでポンプが故障するかもわかりません。

もう一つ9条が問題なのですが、今まで洗浄とか、同じ口径のものを入れかえるときは、許可申請でなかったはずであります、旧条例では。今、全部許可申請なのです。これは、地下水は有限であって、貴重な資源であるからというふうなことで、総揚水量も抑制をしよう、大前提があるわけです。当然塩沢、大和のほうにも、全部やはり許可申請をして、しっかり管理しようという趣旨は十分わかりますが、そのことによって、雪が消えなくなるというふうなのが起きると。

そういうことで、市長の所信表明の中でも、可能な限り——今の新条例ですよ——柔軟な運用を行い、市民生活に支障がないようにしていかななくちゃいけないという所信表明をしておるわけです。そこらあたりが非常に微妙というか、可能な限り市民サービスに影響ができない。今、水が少なくなるということは、大変なことなのです。

10年前、大きい家というのは、例えば私どものところ、うちを計算しましたけれども、うちは町並みが混んでいますので、駐車場面積が少ないのです。割合に関係ないのです。皆さんの中で、家の面積より駐車場が倍ある人、そこが非常にまず水が少なくなりますよ、故障したとき。まず、そのことが今の新条例であります。

そしてもう一つ、今、9条の問題ですけれども、今言った許可申請の問題です。今までの旧条例では、洗浄とか同じ規模の入れかえのときは、許可申請はいらなくて、届け出だけでよかったのです。そこらあたりは合併してから、各町によって相当ニュアンス的に違っていたようでもあります。そういうこともあって、今回の条例では、公平性にして許可申請にしようというふうな背景もあるようでもありますけれども。例えば今、きょう故障したと。すぐポンプ屋に言えば、早ければ2日後には——もくもく降っても2日後には水が出る形にな

ります。が、今は同じポンプでも許可申請がいるわけでありまして。通常の場合だと、10日から2週間かかるそうです。そして、今もくもく降っているときに、10日もかかれば、雪が1メートルもあって大変な状況になるというふうなこともあわせて、市長の所信表明の中では、市民生活に支障ができないようにというふうな形で言っていると思うのでありますけれども、非常に私ども議会も、今回、責任があるなと思っております。それを見逃したわけでありまして、執行部も本当に地盤沈下のところだけでの説明であったのではないかというようなこと。それは今ここまでできましたのでいいとして、そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 質問の途中でございますが、昼食のため休憩といたします。再開は1時20分といたします。

[午前11時52分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 関常幸君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 その他地域における地下水採取について

それでは、関議員のご質問に答えていきたいと思っております。その他地域における地下水の採取の問題であります。前段にちょっと以前からの経緯も含めて話をさせていただきます。長年の懸案でありました六日町市街地の井戸掘削規制につきましては、去る9月市議会定例会におきまして、改正条例の可決をいただき、節水対策を施した上で規制を緩和するという方針を実現することができました。所信表明で申し上げましたとおり、重点区域内の井戸掘削が徐々にではありますが、再開されているというところでありまして、この地域に居住する市民の生活安定に大きく貢献するものと考えているところであります。これにつきましては、議員各位のご理解と、そして多くの市民の皆さんのご理解、ご協力に改めて感謝を申し上げたいところであります。

さて、今回の条例改正は、重点区域における井戸規制の緩和が大きな目的でしたが、それにとどまらず、地下水は市民全体の共有財産であり、この限りある資源を永続的に活用ができるように全市民が一丸となって守っていくべきこと。これを共通認識として条例にテーマを求めたわけでありまして、最大の理念だったと思っております。そのために市政懇談会の1年間のテーマをみんなの地下水ということにしまして、年度当初から市内の全域でこのことを説明してまいりました。これはその他地域においても同じことでありまして、重点区域だけでなく、その他区域においても可能な限り、節水に努めていただくことを、この理念に基づき積極的に進めていく必要があると考えていたからであります。

ご質問の本題の部分の話を始めたいと思っております。重点区域以外の――当初は重点区域からいろいろな声が上がってくると思っていただいておりますが、その他区域のほうから逆に大きな不安の声が聞こえてまいりました。議員がご指摘のとおり、その他区域における

許可水量の算定方法を変更し、必要最低限の消雪面積について算定することとしたためだと思っています。これまでは建物の敷地面積全体で計算をしておりましたが、消雪する必要のない部分まで算定することが不合理であり、不必要であるという判断から考え方を修正した、これが根底にあります。

したがって、その他区域においては、計算上、取水できる地下水の量が少なくなるという場合が当然発生をされると考えられます。消雪する必要がある、面積が広く条例上の許可基準では水量が不足することもあると思います。しかし、その場合は理由を記して申請をしていただければ、地下水対策委員会の審議を経た上で、基準を超えて許可することができることとなっています。したがって、これまでより雪が消えないという事態は基本的には生じないと我々は考えております。

また、2つめのその他区域におけるポンプの入れかえ、これについてであります。これまでは、その他区域においては申請も届け出も必要ありませんでした。今回の改正により、それが規制といいますか、申請が必要になる。この手続が煩瑣になったとお感じになる方が多いのだと思います。しかし、これも市内全域の井戸の状況を把握するためには必要な措置であることをぜひご理解をいただきたいと思います。

水量計算においても新規掘削と同じく、基本的に消雪する必要があると認められる面積については委員会を経て認めていく方向ですので、ご理解をいただきたいと思います。ただしですが、既得権という考えは、旧条例においても新条例においても認めておりません。あくまでも合理的な説明がつく範囲について許可していく方針であることを、よろしくご理解いただきたいと思います。

降雪期にポンプが故障したなど、緊急時については大変な問題だと思います。申請手続や審議会での審議を行う、そういういとまがないということも考えられるわけでありまして、やむを得ないと判断される案件につきましては、市役所の担当部署において迅速に判断をさせていただいて、市長が許可をすることができるよう条例の運用方法を定めたところがありますのでご理解願いたいと思います。

歴史的な条例の改正でありますので、さまざまな疑問、また不安これが生じることはあると思いますが、市民生活の永続的な安定を目指した改正でありますので、生活や事業活動にそれぞれ支障が出ないように柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 その他地域における地下水採取について

質問に入る前に、少し私の質問の中で誤解があると困りますので、ちょっと訂正させていただきます。私が精査をして今回の一般質問になっているわけでありまして、質問の中で、議会の対応がまずかった。皆さんは十分このことについては承知をしているわけでありまして、というふうな解釈です。私が精査をしたら今のような問題が出てきたというふうなのに訂正をお願いしたいと思います。

今の大きな項目の8条と9条について、市長の考えを聞いたわけでありますが、私の質問の中では、地下水は有限であり貴重な資源であるので、全体で節水をしていこうというのについては理解しているというような質問をさせていただきました。その上に立って、既得権について触れましたが、そういうふうな形はないけれども、既得権ということではなくて、私は市民の生活が困難になるのではないかなという視点から、8条と9条を取り上げているわけでありますので、それについては、地下水対策委員会に理由を記して上げればというふうな説明、そこに問題を出しているわけですよ、地下水対策委員会。

例えば市長もいみじくも話しましたけれども、故障が起きて、そして市から図面と地番ですか、そういうのを聞いて上げていく。地下水対策委員会は、締め切りは15日と30日ですよ。相当降雪のときに、そういうので市民の生活に私は影響が出ると思うのですよね。そのところが1点です。理屈としてはわかります。地下水対策委員会でそれらの対処をしますので、必要水量は確保されると。そのところについては、市長はどのように考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 その他地域における地下水採取について

今ほどの私の答弁の中でも触れておりますので、もう一度ちょっと繰り返しのようになって申しわけありませんが、一番想定されるのは、全体にその他区域で節水の方向というのは、多分、議員もその辺は理解をいただいたものと思っておりますので、その辺ははぶかせていただきますが。まず、一番核心の降雪時、大変雪が降っている状況とかそういったときにポンプが故障してしまった。これを今、議員がおっしゃっているように、対策委員会等の答えを待つということではできませんよね。そういうことはこれがわかっているわけでありますので、なので、緊急時については、申請手続や審議会での審議を行ういとまがないという状況だと思いますので、そういう場合はやむを得ないという判断される状況だと思います。そのときには市役所の担当部署において迅速に判断をさせていただいて、市長がそれを許可することができるよう、条例の運用方法を定めたというふうに申し上げましたので、そういう対応でよろしいのではないかと私は思っています。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 その他地域における地下水採取について

もう、ことしの冬にもそういう事例が起きるかもわかりませんし、これから3年後、4年後、5年後にもこれらの事例が起きてくると思うのですよね。現場では7割の人たちが口径で50ミリが実は入っているのですよね。ところが今の新条例にすると、50ミリに当てはまらないのがほとんどなのです。今のうちの場合でいくと。そういうときは委員会に出しなさいということですよ。水が不足になっているわけですので。だって、200平米の消雪面積があって、100平米の家であれば、100平米の面積からいくと駐車場には足りないわけですよ。今までは50で出していたのが、50が許可できないわけですので。そのところについては、地下水対策委員会に理由をつけて出しなさいということですよ。

そうしたときには 40 ではなくて 50 を入れるという場面も当然出てくるわけですよ。地下水対策委員会しないで。そのこのところはそういう考えでいいわけですよ。

○議 長 市長。

○市 長 その他地域における地下水採取について

運用部分になるかと思えます。私のほうで全部ということではなく、担当の部長がおりますので、そちらから正確なところを、我々の判断で正確なところをお伝えしたいと思えますので、答弁させますのでよろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その他地域における地下水採取について

緊急時ですね、我々も地下水対策委員会と協議をしました。どういう対応をすべきなのか。もう時間的に間に合わない、すぐに対応しなければならないという事態が生じることは十分考えられるわけであります。そのとき、申請あるいは委員会の審査を待たずにどうやって迅速に対応するか。既存の例えば 50 が入っているのであれば、既存の井戸をそれを超えない範囲であれば、それは認めざるを得ないだろうと。ただ、それは全く無条件に認めるということではなくて、それが必要であるという理由は後づけでいいので申請書は出してください。きちんとした理由をつけてください。それをちゃんと見た上で、それは委員会にも報告しますということで取り扱いをしていく必要があるだろうと。それしか方法がないだろうと思っております。

そこで、最終的に 42 しかどう転んでもならないということであれば、それはそういう井戸ですよということを本人からよくよく理解してもらう必要がある。あるいはそれを、ということは今まで必要のない電気をここに掛けていたということです。それは井戸を使っている方にも理解をしていただいて、何らかそれを絞る方法、あるいは節水する方法をまた新たに考えていただかなければならない。私はそれが筋だと思います。何でもかんでも認めるということではないのですけれども、緊急時の対応としては、我々は既存の井戸はそれが必要であるという根本的な根拠があってそれを入れているのだと。そういう前提で判断をせざるを得ないというふうに考えております。

○議 長 19 番・関常幸君。

○関 常幸君 その他地域における地下水採取について

説明はわかりましたが、今の部長が言いましたように、最初言ったように、私も水は有限で節水をしようということでもありますので、無駄なところをしようということでは全然しているのではないですよ。だから、消雪面積があつて小さいときは、というふうな説明をしているわけであります。そこは同じでありますので、では今のような対応ができるということであれば、そこは生活に支障がこないわけでもありますので、大丈夫だと思いますが。

もう一つは、9 条の今までは洗浄とか同じものの入れかえは届け出でよかったのですよね。それは理由は私もわかります。全てのものを精査して把握していこうというのは大事ですので、そういうふうにしたわけでもありますので。例えば同じ規模であれば届け出でも

いいのではないかというような気がするのですね。そうすれば今故障して水が出るまで3日ぐらいで出るのですよ。そこのところがなぜ旧条例ではそうだったのが、例えば金曜日に故障したと。土曜日、日曜日は市役所休みですよ。そのときに届け出るための地籍と地番とか役所に行かなければわからないわけですよ。それからまた許可申請だなんていうと、非常に、もかもか降っていると時間がかかるわけですので、そういうのも含めて9条もそういう考え方でどうなのかというふうな考えですが、そのことについてお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 その他地域における地下水採取について

さまざまなことがあるというふうに思っておりますが、これにつきましても担当の部長から答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 その他地域における地下水採取について

基本的には先ほどと同じ考え方です。もう緊急時というときには、理由が何であれ緊急に対応しなければならない。これは消雪用井戸に限ったことではありません。産業用の井戸で生産ラインが止まってしまうということは極力避けなければなりませんので、水が資源としてその生産活動に欠かせないものである場合には、もう緊急的に職員が飛んでいって検査するとか、あらゆる手だてをとって極力短期間に終わらせたい。

ただ、議員がおっしゃるように緊急でない場合、このほうが圧倒的に多いわけです。であれば、時間があるようであれば、これはちゃんと申請を出していただく。その時間がなければ、例えば職員のところに電話一本でもいいですよ。土曜日に壊れたのであれば、土曜日にその職員のところに電話をして、すぐにしなければならないということであれば、そこに電話をしてもらえば、我々のほうでもそれを確認ができます。何もしないでやられると、我々も全くの無許可で仕事させたということになりますので、それは避けていただきたいのですけれども。可能な限り我々に連絡とった上で、我々のほうも迅速に可能な限り対応していきたいというふうに考えておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議 長 19番・関常幸君。

○関 常幸君 その他地域における地下水採取について

私の家のポンプも非常に故障しまして、身にしみて感じていますので、今までのような手続だと非常に大変だなと。五、六年前であれば、一軒の家で年寄りの人は5つ年とっているわけですよ。そうするとまた大変だなというのが、高齢化が進んできている中では、輪をかけて大変になってきているので。私が言いたいのは、その他地域で雪が消えなかった、今までよりも大変になったということが絶対あってはならないというふうな形であります。それに対しても十分対応するというのでありますので、そこのところは8条、9条わかりましたが。

1つ最後にいたしますが、私は水道料金のときも南魚沼市は高くアパートは魚沼市で借りるよというがよく出てきます。今回、消雪の問題で当然皆さんは魚沼市との参考にしてきていると思うのですよね。とても今の南魚沼市の新条例であれば、魚沼市のほうはものすごく水が出る条例なのです。そして今、洗浄とか同じ規模の入れかえであれば届け出でいいのですよね。それは地盤沈下が全然ない地域だからそういうふうになっているのだろうなど、そこで理解できますが、魚沼市の事例は当然わかりますよね。うちは建築面積だけではありますが、建築面積だけでも魚沼市のほうはうちよりも水の量が出るのです。あれは1.5ですけれども、0.64リットルになっているのです。それで、うちが建築面積が同じであれば、0.81と0.96でそこでも違って、魚沼市にはそれにプラス駐車場面積が加算されるのです。魚沼市であれば、ほとんど50のものでいけるのですよね。

そういうことが水道料金ではありませんけれども、やはり雪かきが大変だから魚沼市に行かなければいけない、何てことに絶対なつてはいけなわけでありますので、ということも含めて質問させていただきました。ぜひ、本当に重点地域では非常に英断をして総量規制をやっぺいこうと。その中に今、塩沢も大和も含まれているわけでありますが、そこについては十分理解しておりますし、その中で今、故障になった場合、絶対に生活が大変にならないようにということを、再度強くお願いをして質問を終わります。

○議 長 以上で、関常幸君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位10番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 お疲れさまです。桑原圭美です。発言を許されましたので、一般質問を始めたいと思います。

増加する発達障がいに対するケアについて

増加する発達障がいに対するケアについてということで質問させていただきます。発達障がい、知的障がいという言葉が一般的に使われるようになったのは、学校教育法や福祉関連法の名称改正が行われた2000年あたりからと言われてはいますが、私を含め多くの方が正しい知識を持たず、ただ、集団行動が苦手な人というような認識で特段の配慮をせずに学校生活を送っていたと思います。それまで特殊学級という名称のもとで行われていた教育が、通級学級に関する調査研究協力者会議の答申を受け、軽度の障がいのある児童生徒を対象とした特別な教育課程によって指導を行う、いわゆる通級指導として1993年に制度化され現在に至ります。

制度化され発達障がいに対する認知が深まったことにより、1993年時点での通級指導を受ける児童生徒は全国で1万2,000人ほどでしたが、昨年の調査では約9万人にまで増加しています。発達障がいは外見上わかりにくいものであるため、周囲の理解を得ることが難しく、そこで発生するさまざまなストレスが本人やご家族にとっての大きな負担となっていますが、発達障がいを持つ児童生徒への適切な対応の仕方によっては、彼らの社会的な自立を実現できる可能性は十分にあります。保育の時期から高校を卒業するまでの18年間の間、児童福祉法等を活用しながら、いかに彼らが自立できるための支援をしていくか。

これが自治体にとっての責務であり、また本人たちだけではなく、社会的な利益にもつながると考えます。

これまで会派の視察などを通して他の自治体の取り組みを見てきましたが、当市の取り組みは他市と比較し、決して劣ることなく意欲的に進められていると感じています。今回は、発達障がいを持つ方とそのご家族への対応を充実させることに対しての当市の考え方について以下の質問をいたします。

1、保護者向けの相談支援の状況について、2、早期発見と療育に対する考えについて、3、学童保育における発達障がいの専門知識を持った人材の配置についてを質問いたします。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは桑原議員の質問にお答えしていきたいと思えます。

増加する発達障がいに対するケアについて

発達障がいの問題であります。まず1つめの保護者向けの相談支援の状況であります。南魚沼市では現在、子育て支援課、学校教育課、保健課などが連携をいたしまして、発達障がい者を支援するユニバーサルデザイン支援事業を実施しています。各保育園、学校は、保護者との相談の中で、より専門的な助言が必要な場合に、このユニバーサルデザイン支援事業を活用しています。今年度は、11月末現在で312件の相談に応じています。また、発達障がい通級指導教室——これは愛称は「ひだまり教室」であります——でも、週に1回程度、児童・生徒の皆さんに指導を行う際に保護者との相談を行っております。これがまず1点目であります。

2点目の早期発見と療育についてであります。南魚沼市の保健課が1歳半児の健診、3歳児の健診、5歳児発達相談でスクリーニングを行っております。その後、必要な場合は、保健所の療育相談——これは専門医による見立てと指導であります。また、市の療育教室——これは「遊びの教室」子育て支援センターが主管しています。この利用を進めてまいります。場合によっては、総合支援学校の特別支援教育推進室、また子ども・若者育成支援センター、これらとともに先ほどのUD、ユニバーサルデザイン支援事業——これは専門職のチームによる保育園や家庭での子供さんたちへのかかわり方のアドバイスなど、こういうことですね。または就学相談これらにつなぎ、支援を行っているという状況であります。また、専門の医師と相談ができる、児童生徒発達相談、市民病院の特殊外来の児童生徒発達外来などの取り組みを行っております。保健・医療と連携した支援体制の整備を市では進めているところであります。

3つ目のご質問であります。学童保育における発達障がいの専門知識を持った人材の配置。まず、学童保育の場においても支援体制の整備が必要であり、どの職員も発達障がいについて理解を深めてもらう必要というのがやはりあります。しかしながらであります。発達障がい児など、特に配慮を要する児童が現在大変増加しております。指導員は対応

に苦慮しています。学童保育の問題は今議会では大変大きなテーマになっていますが、私も現場の視察等で訪れた際、一番聞くのはやはりここを聞きます。これは大変な問題でありまして、職員の手薄な問題もさることながら、発達障がい児の皆さんの、やはり学童保育に来られるということもありますので、これを当然対応していかなければならないわけですが、加配ですね。ここに人数をたくさんとられて——とられると言ってはごめんなさい、失礼しました。そこに手厚くしなければいけないために、なかなか現場は対応に苦慮しているということをぜひご理解いただきたいと思います。

この人材の配置という中では、専門的な学校のそういう専門性を持ったところを学んできた卒業生を配置していくということが、大変望まれるわけでありますけれども、なかなか応募はありません。そして、新潟県が開催する、こういう対応をするという研修への参加やNPO法人等が外部講師を招いて開催をする研修などで、今、職員のスキルアップという形で対応しているというところであります。ただし、研修を受講した後に離職されるというような事例も発生するなど、大変厳しい状況がこれもあります。

過去には、総合支援学校の職員の皆さんが学童クラブを訪問して助言をいただいたこともあるそうであります。今後も市が必要に応じて、やはりこの全部配置するということとはなかなか難しいわけでありまして、これに対応するには専門家と現場の間を市がやはり取り次ぎをしてこういうことに対応していく。それが現実的方向性ではないかと考えているところであります。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

丁寧に答えていただきまして、非常によくわかりました。この部分は私も1回質問をした経験もございまして、さらにその理解を深めたということになりました。まず1点目の保護者向けの相談支援の状況についてまた確認させていただきますが、発達障がい、知的障がいというのはかつて精神薄弱とかという言葉があって、非常に人権意識の乏しい時代がありました。その点で子供が社会的な不利益を受けないかどうかという親御さんの一番の心配がここにあるわけでございます。

保護者向けの相談支援は、非常に今ユニバーサルデザインの中で充実しているなというふうに私は感じました。保護者との連携とか学校との連携も当然やっているのかなというふうに感じるわけですが、その中で周りの児童とか生徒、教室の中で子供たちに対する配慮というのが大事かなというふうに思ったりもするのですけれども、その辺の配慮というのはどのようにやっているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

現場は全部ではないですけれども、自分が行ける、これまで回ってきた中では、そういうところをやはり現場の職員の皆さんは非常に訴えてまいります。要するにもっと人数を増やしてくれということも含めてですけれども、なかなか手がどうしてもかかってしまう。

そういう現場を見ていて、よくこれをやっておられるなということ、私も本当に深く大変だなと思いつながりながら見ているわけではありますが、これにつきましては、担当の部また課のほうから答えさせますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 増加する発達障がいに対するケアについて

今回の質問については、学校教育関係ということではこだわっておりませんが、教育委員会のほうの対応についてお答えします。教育委員会では特別支援担当の指導主事を配置しております。これは新潟県に先駆けてやっておりますもので、教育委員会に配置された指導主事は、先ほど市長の言いましたUDモデル事業において、保育士、保健師と組んで保育園現場、こども園現場、学校現場へ出向き丁寧な対応を現場の保育士、教師としております。一番のことは、中心になって事をなす特別支援教育担当の指導主事が、南魚沼市にいらっしゃるということでございます。この方は、県から割愛、お借りして市の職員となっていた先生であります。この方は、教頭先生クラスであります。現在の方は、総合支援学校の教頭先生をした方をことしから配置しております。以上であります。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

指導主事がこの市にはいるということは、非常に心強いなというふうに思いました。親御さんの心配というのがまずあって、親御さんも周りの親御さんに対するまたストレスとかを感じているというのがよく聞かれるのですけれども、実際この指導主事の先生がどのように保護者に対するケアに携わっているか。また、スタッフの方がどのように保護者の方、または保育現場、学校現場に対して具体的にどのようなことをやっているかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

これにつきましても担当の部課長から答えさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 増加する発達障がいに対するケアについて

まずは教育現場のほうからお答えします。先ほどの説明とダブってしましますが、特別支援担当の指導主事を中心にということではありますが、この方は現場に出向くほかに個別に相談がかなり多いのです。それは発達障がいをお持ちのお子さんの保護者が多いのですけれども、そのほか以外の保護者についての理解については、平成27年度から総合支援学校で、うちの学習指導センターの講座ということで、年間10回にわたって特別支援教育の研修講座を行っております。ことしは3年目であります。ここへは保護者にも案内していますし、保育士、小中学校、高等学校の先生にも説明をしております。

ということで、この中にみずから発達障がいを持たない保護者についても勉強のためにということで参加している例がありまして、去年であります。年間約903名ということ

で、毎年 1,000 人近くの人間が特別支援教育研修講座で学んでおります。これを通じて啓蒙啓発活動を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

総合支援学校がこの件に関してすごくかかわっているなということがよくわかりまして、また 903 人の参加者、その中には発達障がいに該当しない方も参加されているということで、非常にいいことかなと思いました。

私が本当に今、勉強を始めたばかりですけれども、この発達障がいがどういう概念で始まったかというのが、アメリカの検査、集団知能検査の開発の過程で発見された。これはもう 1920 年代、客観的な知能水準を定量化するという、兵隊さんを教育するために検査した結果、個々にこういった障がいとはまた違う知能に関しての個々の差があったということを発見したというのが始まりのようです。

今の時代はもうそういう集団行動はそういったところにはほぼ使わないという中で、言葉で言うのは簡単なのですけれども、こういったものも個人の個性という認識を持ってもらうような、そういった教育、道徳教育とか差別しないような心の教育というものを UD の中で取り入れているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

このことについても教育のほうから答えてもらいますが、今ほど議員がおっしゃった、支援学校が私どもの市にきちんとできたということは、こういったことの、その学校のことだけではない、さまざまなこういうところに非常にいい影響を与えているということだと思います。今、発言がありましたので、そのことを言っていたことに、大変感謝しております。あとは教育長に答えさせます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 増加する発達障がいに対するケアについて

かなり一般の市民へも含めて浸透してきているということの一例としてお話しさせていただきますが、自分の子育てがまずくて自分の子供はなかなか落ち着かないのだということで、親御さんが自己嫌悪に陥る場合がかなりありました。ただ、この発達障がい、生まれながらにいろいろの困り感を持って生まれてくるのだよと。それについて親御さんが自己嫌悪感を持つことなく、その子を認めながら、その子の特性に合わせて子供を見ていきましょうよと。そのために教育委員会、それから子育て支援課を含め、現場の間人も意識改革になっておりますもので、まだまだ足りないことではありますが、その辺の意識改革をしながら、一人一人の子供の生まれながらの特性を認めながら、決してそれを障がいというエリアに追い込むことなく、特色として子供たち一人一人を生かしてまいりたいと思っております。先ほど市長が言いましたように、特別支援学校ができたおかげで、かなりそういう考え方が南魚沼市は浸透してきております。今後も頑張ってまいりたいというふう

に思っております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

生まれながらの特性を大事にする、認め合うという意識改革を今後も市内で進めていただきたいと思います。

2番の質問に移ります。早期発見と療育に対する考え方についてです。ここでの問題意識というのは、保育園から小学校に上がる過程、あるいは小学校から学年が上がる過程、また中学に上がる過程において、発達障がいに気づき特別支援を受ける児童生徒さんが多いということです。総合支援学校に編入される方もいらっしゃいますが、なぜ早く気づかなかったのかなというところが問題意識としてあります。

視察等でも理解を深めてきているところですが、この部分において早期の発見と早期の対応が最も効果的であることが明らかであるわけですが、療育、社会の中で生きていく力を身につけることへの支援を早く実現するために、当市では早期発見に対する取り組みをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

今のことにつきまして、また担当課のほうから答えてもらいますが、早期発見ということでは、いろいろところで目を配っていると思います。そういう視点でものを見ているところもあるのかと思うことがあるのです。例えばこの21日に開設、オープンさせてもらう子供の全天候型遊びの広場、あそこにも市の職員がいるわけでありまして、多くの目で見て気づきというのがあります。あそこでは運動もしてもらうような設備、仕かけの施設になっていますが、それらも含めてですけれども、大変そういうところも全天候型遊びの広場には、早期発見のためのそういう見る目といいますか、そういうことも合わせ持っているというところを、あまり知られておりませんが、そういう面もあります。あとにつきましては、担当部課のほうから答えてもらいます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 増加する発達障がいに対するケアについて

今ほどの早期発見に関するところでございますけれども、今、保護者の方がなかなか外部との接触をしないで保育をするというような状況も見られる中で、自分自身でほかの子供さんと比較とかそういったところが薄れている状況もあります。保健課のほうで行っております1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診、こういった部分で保育士のほうが丁寧な面談をした中で、保護者のほうのふだんの子供の行動等についての聞き取りを実施して、早期の発見に努めているところでございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 増加する発達障がいに対するケアについて

教育現場からつけ加えてご説明します。1回目の答弁で市長が答弁しましたように、そ

こを私は力強くご説明したいのは、南魚沼市は専門医師による相談、児童生徒発達相談と
いうのがありまして、これは先ほど言った特別支援担当の指導主事が保護者に勧めており
ますし、南魚沼市の自慢の市民病院でも、児童生徒発達外来を行っております。この辺は
まだまだではありますが、ほかの自治体に比べ進んでいる部分であるというふうに思っ
ております。

そして、教育現場では、常に校長先生等の話の中で、やはり保育所と学校のつなぎは大事
ですよ。だから、いろいろ発達障がい等のお子さんの情報が入ったら、できれば校長
先生が幼児教育の現場に足を運び、もしだめだったら教頭先生、教務主任でいいですから、
実際にそのお子さんを見てくださいよ。ただ数だけで支援員を分捕り合戦のように校長
先生が何人確保したかというような手柄の取り合い、そういうことがあるわけではありま
せんが、やはり学校現場が幼児教育現場に足を運んでくださいよということを、最近、頻
繁に校長会で私のほうから言わせてもらっています。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

今の2つの部署からの説明で、すごくよくわかりました。1回目の説明でも1歳半、3
歳、5歳児のスクリーニングと保健師の面談、そういった点で早期発見にはもう十分努め
ているのかなというふうには感じていたのですけれども、専門医師の相談ができること、
また市民病院で児童生徒の発達外来が受けられるということは、本当にほかの市ではなか
なかできない行政のサービスかなというふうに思っています。

これをさらに、部長からもありましたけれども、親御さんがなかなか表に出したがるな
いようなところもあるのかもしれないけれども、周知をして利用しやすいサービスにし
ていただければ、早期発見にはつながるのかなというふうに思っております。(2)
の質問はこれで終わります。

3番目、学童保育における発達障がいの専門知識を持った人材の配置についてです。ま
ず昨日の答弁で、学童保育の所管を学校教育課に移すというようなことに触れられていた
ような気がいたしますが、まずこの意義について伺わせていただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

これにつきましては、大分以前からもこういう途中で保育園といいますか、未就学児の
部分から今度学校教育に入っていくところの、このつなぎがという話がずっと出ていたと
思います。そういうことも含めてだと思えますし、先ほどの教育長の——関連もあるので
前にちょっと戻るのですけれども。保育園で例えばこういう支援を受けた子供さんたちの
ことは、相談支援ファイル——エールと言われているこのファイルを利用して就学先に引
き継いでいくということもやっています、これらも含めて途中で切れることなくそうい
うことがずっとつながっていくということが大事だということでやろうと思っているわけ
であります。また詳しいことにつきましては、教育長のほうに答弁をしてもらいます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 増加する発達障がいに対するケアについて

ここ何年か教育現場と子育て支援現場と学童については、施設を含めてどうするかというのは、ここにいる課長を含め現地に足を運んでかなり検討してまいりました。その結果、学童の部分については、やはり教育委員会が見たほうがいいたろうというふうに判断しました。

ということは、学童と学校教育はより密接に関係していることと、大和庁舎に教育委員会があるわけですが、学童を受けているNPO法人が大和庁舎の3階にあるということも含めて、より迅速に機能的に対応していきたいということで、来年の4月から教育委員会で子育て支援課と緊密な連携をとりながら担当してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

納得のいく答弁をいただきました。市長の熱意もあるのですけれども、やはり幼児から小学生、中学生に上がるまで切れ目ない支援を行うためには、このような改革、改善が必要だったかというふうに私は思っています。非常によい判断だと思いますので、この部分は期待をしたいと思っております。

いろいろ学童保育の質問が出ていますのですけれども、ちょっと私はよいとか悪いとかという議論は、ここではいたしませんで、社会的な要因によってどうしても学童保育への要望が増えてきてしまう。また、国の動向もちょっとわかりづらくなっている。そういった中であって、増え続ける、要望だけは増えてくると思います。そういった流れの中で、障がいを持つ子供さんが学童保育を利用されたい。利用を希望するケースが、当然今後も出てくると思うのですが、こういった状況の中で障がいに対する専門知識を持った——先ほどの答弁ありましたけれども——人材が当然必要だという認識は持たれているのです。必要となってくる、ここに対する人的な投資というか部分を、どのように今後進めていくのか。こういった財政の中でやはり必要な部分というのがいろいろあるかと思うのですが、この部分に対してどのように考えているか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

今議会では学童保育の問題がたくさん出てまいります。現場でも大変ここに苦慮しているという話をさせてもらいました。そして、なかなか人が集まらないという話も先ほど答弁しました。大変な問題だと思いますが、学童保育をやる以上、今の社会現象の中で預けられるというか、自分で面倒を見られないというそういう保護者の皆さんがいらっしゃるわけですから、そこにどうしても対応してまいるためには、先ほど申し上げたこういう障がいをお持ちの、発達障がいとかそういう皆さんの対応ができる職員を、やはり拡充していくことこそが、人材不足のほかそういう専門性でないほかの支援をしている皆さん

んのマンパワー不足も含めて、そこをやらないと解決できない問題だと思っていますので、一生懸命やりたいと思います。

もう一つは、そういう学童保育のあり方として、やはりそういう場で早期発見というか、そういったことにつながっていくのだなと思っています。本当は親が自分で発見してそして対応していかなくては、第一義的にはいけないはずであります。そうなかなかできない昨今の状況に、行政がやはり手を尽くしていくということはやっていかなければならない方向だと思っています。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 増加する発達障がいに対するケアについて

市長の思いというのは十分伝わっております。そして、もともと専門知識を持った職員を増やすのではなくて、今ある人材でマンパワーをやっていくということがいいのかなというふうに思っていますし、研修等を積んでスキルアップしていくという方法もございしますので、そこら辺の対応をまた期待していきたいと思っています。

最後の質問になるのですが、市長に直接、市長の考えを伺って終わりにしたいのですが、私は先ほどアメリカの話をちょっと出しましたが、アメリカというのは結構人権を尊重する国だなと僕は思っています。障がいという言葉がアメリカは使うのかというのを、僕は英語ほとんどわかりませんが、ちょっときのう時間があつたので調べてみたら、「ディスアビリティ」と使っているんですね、障がいという言葉。それで、本質とやはり向き合っているのか、こういう言葉が使えるのかなというところも感じるのですが、

余談ですが、以前私、一般質問でケネディ大統領が就任演説で上杉鷹山の話をしたということで、無理やり南魚沼とこじつけようかななんて思ったこともあったのですが、1961年にケネディ政権で発達障がいに関する根本的な考えを変えましょうと。閉鎖的にやるのではなくて、社会の中で支援をしていこうというふうに変えたというふうには、きのう調べたらありました。この成果の一番は、発達障がいが誰もが持ち得る医学的な疾病であるということをはっきりさせた点であると思っています。これは誰もが持ち得る医学的なものだというのが明らかになったということが、私は一番の成果であろうと思っています。

日本では、ちょっと欧米に比べるとやや遅れた感がある、発達障がいの概念ですが、でも、当市の林市政でこの問題にどういうふうに向き合い、そしてどのような共生社会を目指していくのかというところを最後にお聞きして終わりにしたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 増加する発達障がいに対するケアについて

ちょっと難しい質問だと思います。ケネディは就任が1961年ですかね、私は1967年の生まれでありますので、それよりはるか前にそういう視点に立っていた。すごいことだなと思いますが、それよりかなり遅れて、例えば我々が子供の時代、小学生、中学生を過ごしてきたわけですが、そのときに今思い返すと、あの子は発達障がいだったのでは

ないかな、今言えばそういう子だったのではないかと思うことで、若干いじめにあったり、さまざまなことをやはり何となく見てきました。ここにいる皆さんはほとんどそうだと思います。今後これから将来はそういうことがない、そういう社会を目指していくべきだと思います。南魚沼市だけではありませんから。南魚沼市はとにかくそういう方向性を持って現場も頑張ってくれていると思いますし、そして議会の皆さんにも深いご理解をいただいていると思いますので、懸命に取り組んでいくということしかないと思っています。

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 11 番、議席番号 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。今回は大項目 2 つであります。

1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

2 つのうちの 1 つ目を話します。それこそ横乗り系スポーツの聖地化を目指せ。これは横乗り系というのがいいのかちょっとどうなのか。きのうはアクションスポーツと言っているのもいたし、私はニュースポーツだったかななんて思ったりもしたし、そういう点であります。南魚沼市ではモンスターパイプ、スキー場のモンスターパイプ、そしてトランポリン、ボルダリング、スケートパークなど、この 2 年、正確には本当年 1 年以内ですけれども、2 年度にわたってニュースポーツ施設がオープンし、市民、県民、全国から注目をされております。

そして、市長は、冬期間強化選手が練習するために市内学校に入校し、モンスターパイプなどの施設を利用し練習していくというような構想があるというふうに挨拶等で語ったりしていますが、具体的にどのようなのか。将来的にどのような位置づけを持って、目標をどういうふうに行っているのか、行うのが実際にどういうふうに行っていくのかを確認したいと思います。

関東からすぐの雪国エリア、このエリアというのは便もいいし、雪も降るし、一番いいのは、高速にしろ新幹線にしろ、あとはご飯、ホテル、旅館、こういうところで非常に立地的にいいところだと思います。冬季のニュースポーツや横乗り系スポーツの聖地となる、私は可能性があると思います。

このアクセスのいい南魚沼地域で、そして、レベルの高い人たちの競技、練習が見られるということは、やはりそれを見に来て、私もやってみよう、あそこまでやろうとか。子供たちもまたそれにあこがれてやっていくとか、そういうことでウィンタースポーツ産業と人口の活性化となり、県、国そしてスキー連盟等の目指す方向と合致していく。私はこういうふうと思っています。そして、市長のほうも、こういうふうな話をとところどころ挨拶で言っていくわけですけれども、どのように考えているのか聞かせていただければと思い、一般質問いたします。

壇上からの一般質問はこれにて、後は質問席にてやらさせていただきます。ご答弁よろしく申し上げます。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは牧野議員のご質問に答えてまいります。

1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

先ほど、横乗り系スポーツの定義は議員から言っていただいたので、そういうことだと思いつつながら答弁をさせていただきます。私も市長就任以来、これらの競技について効果的なトレーニングができるようにとスポーツ施設の環境整備を、前市長からでありますけれども引き継がせていただいて、それを進めてまいっております。その成果と言うべきかどうかあれですが、ガンホー・モンスターパイプ、そういういい方向づけもできました。今週は、ガンホー社から恐らく社長さんも当市役所を表敬訪問していただけるようになるかと思えます。大変すごいことだなというふうに思っているところであります。スケートパーク、トレーニングセンターが平成29年度、今年度中に完成をいたしました。

これらの施設を活用して、新潟県スキー連盟から強化指定を受けた全国のスノーボード選手など——全国、何で新潟県スキー連盟になったという、そういう部分はあるかもしれませんが、当新潟県にそういう環境が整ってきたということで、新潟県スキー連盟に全国から所属をしてと、そういう人たちが今、始まってきているということであります。この選手など、特にジュニアの皆さん、一般社団法人オールアルビレックスの指導を受けながら、私ども市内にあります塩沢中学校の隣にある、塩沢セミナーハウスで週末合宿——これは長期の部分を含めてそれを何度かやっていくわけでありまして——合宿を行い、将来のオリンピック選手等を育成していくシステムである、名前が「スノーボード・エリートアカデミー」これが実験段階的ですけども、今月から実施をされる予定となっています。今のところ三、四十人の練習への参加の申請があると。

議場で言ったか、ちょっと記憶が定かなくて申しわけないのですが、十数人がこのセミナーハウスで寝泊まりをしていくのではないかと。先ほど議員は、学校に入校してことしから始めるという話をしました。私も当初そう思って、この話を聞いたときそうだったんですけども、実は正直な話をしますと、学校現場からは不安の声が上がりました。私もそう思いました。というのは、3学期になってこういう転校生が十数名入ってくるというのは、大変、これは小学校、中学校であります。大変現場としては、それは当然大丈夫かという不安の声が上がるわけでありまして。私もそう思います。これは、入ってくる方もそして受け入れる側もそうでありますので、これはいささかちょっと拙速かということでもあります。

なので、恐らく予想は、来年度のことですね、新年度からは多分こういう練習環境を求めて、今言った人数以上の人たちが当市に移住を含めてやってくるのではないかとというふうに予想しているところであります。これらがいいほうに向いて、グリーンシーズンのトレーニング環境や、今ある私どもの施設、これらの機能強化などが進んでいった

場合、1年を通して当市に移住し、学校に通いながら練習したいという話も、これはもう既に伺ってまいりまして、受け入れ態勢を整えていく必要があると考えています。

今ほど新潟県のスキー連盟の話をしました。まだあまりというか、ほとんど話をしていませんでしたが、議会の皆さんにはお伝えしたいと思っておりますけれども、今、皆川賢太郎さんが全国のスキー連盟の強化委員長でしょうかね、部長。大変きちんとした位置についている方です。当地の出身であります。この方と今お話をさせていただいて、できれば前からもいろいろなところでお話をしていましたが、全国のこういう横乗り系といっちはあれでしょうか、フリースタイル系のそういう練習環境の場所として指定を受けたいという話がありました。来年、年が明けた1月中に、この全日本スキー連盟、文科省に対して、私どもの市からそういう活動拠点、種目別活動強化拠点という言い方——例えばイメージしていただけるのは、スキージャンプの世界で言うと、札幌の大倉山シャンツェのような、そういう指定というのは今、全国で4つしかありません。ここには文科省から当然そういう補助が出てくるわけでありまして、この指定に向けて1月に申請をさせていただく方向で今、話をしておりますので、お伝えをしておきたいと思っております。

これらの競技のほかに、小野塚彩那選手の活躍で脚光を浴びたフリースタイルスキーはもちろんですけれども、南魚沼グルメライドやサイクルロードレース等で代表される自転車競技なども、当市の選手や観客を例えば誘引できる有望な種目でありまして、横乗り系スポーツだけに限らずさまざまな形で、市としてはそういうスポーツを通じた市政発展のためのエンジンづくりをしていきたいと考えております。そういうところあります。

私としましても、恐らく志の同じく考えておられる皆さんと一緒に、私どもの市をこういうスポーツ関係の聖地としたいというふうに思っております。今整備を行っております。

○議長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

当初、市内の学校に入校して3月から何人か来るのかなと、私も思っていました。ただ、やはり小学生とか、昨年ちょうど私の子供の通っている上関小学校に、九州のほうからスノーボードをやりに来た方がいたのですよ。それはお母さんとあとは子供が1人は保育園、1人は小学生だったのですけれども、その方たちはまたことしも来るなんて言っているのですけれども。やはり親として、小学生のころは親がついていないとおっかないよねなんていうふうな話の中で、できれば親としてついていきたいとかいう中で、いきなり市内の学校に入校させるなんてちょっと話をしたのです。ちゃんとそこはどうなっているのかなと思ったら、1回は様子を見る的なのでやっていくというのは、私はこれはこれでいいことだと思います。

いろいろな問題点、例えばセミナーハウスを实际やってみての問題点というのはあると思うので、いきなりぼーんとやって問題が出てくるとか、いろいろなハードルが高く

なったとか、いろいろなのがあるようだとかあれなので慎重に——私は大胆に、そして慎重にやっていく今の方向というのはいいなというふうな思いがありますので、これはこれとして頑張っていっていただければなという思いがあります。

ただ、今の段階で、昨年とかからもちょっと言われていたのが、やはりアイテム、スノーボードとかフリースタイルやるには、ゲレンデ滑るのも練習になるけれども、そういうアイテムの中に、ナイターとか、要は学校が終わった後に滑れる環境が欲しいというわけです。例えばスキー場で言えばパイプに夜入りたいとかいうのもあるけれども、それはある制約があったりして入れないこともないけれども、ちょっとハードルが高い点もあるというのがあります。市のほうだって、やはり暗い中でモンスターパイプ入れるとかどうなのかなとか。これはことし実際、影がどういうふうに移るかとかいろいろ点もあると思います。

あとモンスターパイプはモンスターパイプだし、あとスロープスタイルというのも今あるわけですよ。そのスロープスタイルも南魚沼でやってみたいという、ここも来たりもしています。スロープスタイルとかそういうアイテムは夜は入れないから、できれば夜できるような環境というのは、私は大事だと思うのです。けれども、ちょっと市内だとなかなかないので、あんまりスキー場としてはありがたくないけれども、山の中でちょっとコース外を滑って飛んだりとか、あとはジャンプ台ではないところを飛んだりとかしているのもいるので、そういうちゃんと管理されたところのナイター施設というのも、私は聖地化する場合であれば1つだと思うのです。

何でこれを言うかという、スケートボードパークが11月にオープンしたときに、もうこのパークもすごいすばらしいけれども、子供たちはすぐ慣れていくから、もうどんどん深くしていった方がいいなんて言う子もいたのですよ。正直その親御さんも。やれる環境があればあるほど、とんでもないことをしていくから——とんでもないというのは、うまくなっていくからという。例えば今までは4メートルぐらいのところ、パイプだって同じですね、昔は2.5メートルとかそんなものだったのが、今では4メートルオーバーとか6メートルになっているわけです。

そういう点があるので、環境をどう、子供たちを伸ばすのだったら、ちゃんとナイター施設とかは大事ではないのかと私は思うので、聖地化を目指すように、こういうところをどうクリアしていくのかに関してちょっとお聞きしていきたいのです。

○議 長 市長。

○市 長 1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

少し前は、ハーフパイプをつくるので議会でも大変いろいろな議論がありました。そして、まだ本当は解決をしていない、維持管理費の問題等もありますね。これについては、今、県知事と鋭意話し合いをさせていただいています。どういうやり方でやっていくのか。正直言って、維持管理というのにはなかなか出しづらいという、やはり視点があります。しかし、この辺を先ほど言ったクラブチームの育成にあてるのかということ

であります、前段ここで少しだけ本当は予定していなかったのですが、皆さんにお話をした、全国のそういう指定を受けていきたいという中には、維持管理を含めてそういう文科省の認定を受けるということが、今、大きなねらいになってきております。

これらの中でやはり言いたいのは、練習環境として、特にジュニア育成の練習環境としてそれを整えていこうということで、これは多分合致して、選ばれていけば本当にうれしいことでもありますし、その自信もないわけではありませんが、この中では先ほど言った、学校をちゃんとやりながら勉強をきちんとしながら、いわゆる部活動的というか、学校が終わった後の練習。これは昼間から勉強もせずにやっていただくような、そういうことではいけないことは誰もが思っているわけでありますので、ナイターというのが非常に大きな問題になってまいります。こういうことの設置の可能性というのも私は十分考えられるのではないかと。そこをまず目指していくことが、1つ条件づくりの今一番大事なことだと思います。

フリースタイル系は、あとはそういうことに立ち向かうという場合には、今ほど言ったスロープスタイルとかそういったものへの施設環境の整備というの也被言われていないばかりではありません。これらは既に南魚沼市は特に私も観光協会時代から、イベント等でこのつくり方とかどのぐらいの規模であればいいというのは、やってきたほうの側でありますので、ビックエアも含めて、そういったことが整備されていくべき方向性。これには南魚沼市だけでなく、湯沢さんとかこういうエリア全体で取り組んでいくという方向性もあるのではないかとということを考えているところであります。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

本当に私もたまに石打トレセンに、トランポリンを見に行ったり、ボルダリングを見にいたりもしますし、スケートボードパークもウロウロした中で、本当に県外の利用者とかが大変多かったと思います。

石打トレセンに2週間ぐらい前だか1週間ぐらい前に行ったときは、足立ナンバーの車があって、足立ナンバーの車でお一、ちょっと家族でちょうど4人でいたのかな。その方たちに声をかけて、どこから来ましたかなんて言って、いや、東京の江戸川ですけどもとか確か言ったのだな。その中で何でここに来たのですか。もう4回目ですよというわけですよ。ここへトランポリンとボルダリングがある施設というのはなかなかないので、やはりこれはすばらしい施設になりますよということを言っているわけです。

やっぱり例えば冬は雪が降るとできない点もあるわけですよ。モンスターパイプの整備ができていないとか、雪が積もるとできないとか。そういう点もあるので、そういうときに例えば屋内に逃げられるというので、石打トレセンの中に、バーチカルという平野歩夢君が練習しているやつですね。ハーフパイプのスケートボードで使ってやる、4メートルも5メートルもあるような、ちょうどハーフパイプの形をしたようなスケート施設みたいなものもあることによって、非常に練習も多彩になるわけですよ。平野歩

夢君が何であれだけ高く飛べるかというのは、バーチカルで練習しているからというふうなのがそうなのですよ。

スノーボードは足を固定して必ずセンターに乗っていれば、転ばない限りはスピードが落ちないとか、うまく、やはり乗り方はありますけれども、スケートボードはちゃんと真ん中にいて板にちゃんと乗っていないとだめだから、平野歩夢君はエッジの切り返しがいまいちというのが、平野歩夢さんのお父さんとかスキー関係者の中で話がされている。私は、まだまだこれから、1年たっていないので石打トレセンがどういうふうになっていくかというのはちょっとわからないですけれども、やはり隣のほうで広い体育館で残っている部分も、バスケをやったり、バトミントンをやったり、バレーをやったりとか、平らだからいろいろな練習ができる点もあると思います。ただ、同時にあそこにバーチカルがあったら、もっとまたすばらしいスポーツの環境になっていくのではないのかというふうな視点があります。

あと、ボルダリングももっと高いのが欲しいとかいう声もあるわけですよ。法律でちょっと4メートルまでしか今ないですけれども、7メートルとかそういうふうな高いところもあればいいとか、そういうふうな声があるのです。聖地化はどうやっていけばいいかというのは、物から先かとか、いろいろなソフトが先かとかハードが先かというのはあるかと思いますが、私はできればバーチカルとか、もっと先端のボルダリングのかいやつとかを、どこに置くかは別としても、バーチカルなんていうのは南魚沼トレーニングセンターにあってもいいのではないかなという思いがあるのですが、そういうふうには少しは思っているのかどうかについてお聞きしたいなと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

思いがないわけではありませんが、そう勝手なことばかりも言えませんし、これから今の、現在の利用状況等を見ながら、慎重にその辺はやはりやっていかなければならないと思います。そういう考えがあるということは十分拝聴させていただきました。

ただ、1点だけ、子育ての全天候広場ですね。あれが21日オープンします。これはたっの願いもありましたし、共通の認識になったということから、壁は幼児用のボルダリングウォールにいたしました。そして、幼児用のトランポリンをあそこにもおきます。これらはどこかで途切れるということではなくて、やはり子供のときからそういうものを使って、そしてトレーニングセンターとか。別にフリースタイルのスキー選手やスノーボード選手になるばかりではなくて、大変体幹の会得というのですか、そういうものにも大変すばらしいものだということも伺ってしまして、そういうこともイメージづくりの中で、今統一感を持ってやらせてもらっているということです。これから先のことは、ここではちょっとまだ今のところは答えられません。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 横乗り系スポーツの聖地化を目指せ

私も日曜日、おとといです。ちょうどイオンに行く用事があって親子で買い物とかしたりして、クリスマスはどれをねだられるのかなとかそういうふうな中で、子育て支援施設ができるから今どうなっているのか見にいこうかななんて。どうせ見えないのかなとか思ったのですよね。そうしたら、外から写真撮ろうかななんて思って準備をしていたら、驚くことにのぞいている人がいるのですよ。シルエットでこう、何と南雲教育長が。日曜日の、あれは何時ごろでしたっけ。のぞいていたのですよね。所管は子育て支援課なのに、ちゃんと教育長は市長の意向を聞いて、一体教育とかそういう点でボルダリング、あとトランポリン。本当ボルダリングが壁にくっついていたので、教育長の本当、私は熱心さというか、すごいタイミングにね。日曜のあんな本当に5分やそこらしかいないタイミングの中で会ったというのは、本当にうれしかったですし、これも運命だなというふうな思いがあります。

そういうふうに市全体でスポーツ環境や子育て環境をつくっているというのは、非常にいいと思いますので、これからも市長、そして教育長に一生懸命頑張ってくださいまして、ぜひ、よその選手の活躍も、当然ここでいろいろと練習して育っていくのも見たいですけども、南魚沼市出身の選手が活躍していくというのは、私は目標としてやっていただきたいと思いますので、一番についてはあらゆることをしてもらって、頑張っ聖地化を目指してほしいということで終わりにしたいと思います。

2 市民にやさしい南魚沼を目指せ

では、ちょっと2番になりますけれども、大項目2は、市民にやさしい南魚沼を目指せということでいきますが、本当に今回は学童保育を、私、ほかの人が学童保育を何人やったかなんて勘定していなかったのですけれども、4人やったというふうな答弁があります。学童保育で待機児童が多いとかいろいろな声がありますけれども、私は待機児童の解消とかを市は市なりに考えていると思っていますのですね。例えば本当に夏休みに待機児童が多かったけれども、一部の公民館を借りてそこに入れたりとか、そしてあとは、本当に先生がいなくてできないとか、いろいろな中でできる限りのことはやっていると思うのです。ただ、中にはクリアできない、救ってやれない子がいるというので、今ちょっと難儀をしていると思いますけれども、私はこれからも知恵を出して、市民要望に応えるように頑張っしてほしいという思いがあります。これは評価しています。ちゃんとクリアしようと思っている。

ただ、同時に私は非常に何だろうなこれはというのが、例えば学童保育で学童保育クラブ入所案内を毎回配るわけですよね。こういうものの中で学童保育クラブに入所できる児童、学童保育クラブは小学校のいろいろな全ての条件を満たす必要があります。南魚沼市内に居住または在学する小学生とか、(2)保護者等の事情により、学童保育クラブでの保育を必要とする日が日曜日を除く4週間で平均12日以上ある児童。保護者等の中には、ことしから両親のほか児童の祖父母に当たる方で、児童と同居もしくは児童の自宅か学校から直線距離で500メートル以内、おおむね徒歩七、八分に居住する75歳未

満の方を含みます。こういうふうな、要は75歳未満の方が学校か自宅から500メートル以内にいる人は、ちょっと入所させないかもしれませんよというふうな、別紙でも入所基準の見直しについてとか。

はっきり言って、足切りというか、言葉が悪いですけども、やはりどこかで定員オーバーしたときはどこかで入所できないというのは、当然これは苦渋の決断をしなければいけないかもしれないですけども、こういうふうな500メートルで祖父母がいるとか、私はこういう表現というのは、どういうことでこうやるのかと。

ちょっと表現が悪いという言い方が悪いか、例えば500メートル以内に75歳以下のじいちゃん、ばあちゃんがいる人は入所できませんよという表現というのは、私は市民に優しくないなというふうな思いがあるのです。さまざまな要件を勘案して、例えば入所できないこともありますよ、そういうふうな表現をしたりとかして。中には近隣に身内がいる場合は入れないこともありますけれどもとか書けば、それはそれでいいのに、もう500メートル以内にいれば、まずそれはぶちっと切りますよみたいな書き方というのは、私は市民に優しい南魚沼ではないなというふうな思いがあります。

学童にも入所できないともとれる文書が配付されたら、私はこれは思います。私はそういうふうな受け取りました。子育てを大切にしていこうという市の姿勢、市長の公約に反していると思いますが、いかがでしょうか。

繰り返しになりますけれども、表現とかを、市民の目線に立った選定方法をしていない、お知らせ方法をしていないのではないのかなというふうな、ただ事務でこうやれば切りやすいというふうな視点でもありますし。私が何でこういうことを言うかという、過去のことをちょっとさかのぼって済みませんけれども、例えば4年前のことまで持ち出して済みません。4年前に中保育園を廃園しますと。それだって私は乱暴だったと思うのです。でも、市の姿勢をある意味、出したというのはすばらしいですよ。やれるものならやればいいじゃないかという中で、決断がなければ出せないけれども、でも当然これを言ったって、保護者の中で反対が起きるのに進めないのではないのかなと。ハードルを全然考えなしでぽーんと出していき、そういう姿勢では今に子供たちのことをやっぱり考えていない、自分たちの事務の効率化しか考えていないのではないのかなというふうには私は見えてしまうので、あえて今回市民に優しい南魚沼を目指せと言います。

中保育園の統合のやり方の説明会の仕方とか私はよくなかったと思うし、国の制度が変更されて入所できない、ちょっと保育園の入所基準が厳しくなって入所できない方たちもいましたけれども、それだってもっと説明をうまくすればいいのではないかなというのがあります。

例えば1年半前に、たんぼぼさんが新しくできました。そのときに日曜保育とか——日曜保育を今までやっていたけれども、たんぼぼさんが認可保育園になったら、ほかの園の子供は日曜日は預からないでくださいよ。これはもうよその保育園との整合性の問題なのでということで、利用者、今まで利用していた人のことを考えずに、ぷちっとこ

これは切ったと私は思います。例えば牧之保育園の園舎の説明会ですよね。こういうふうな建物をつくっていきますよというのだから、結局説明会をしたって、時間がないからこれでいきますので了解してくださいよという説明だったのです。

私はやはり説明するのだったら、ちゃんと保護者の意見とか、あれだけこうもめた中保育園なのだから、もっと話し合いをして、保護者も地域もよくなる。結果的に了解してくれましたけれども、それでもブーブー声があったのは事実ですから、もっと私は丁寧にする姿勢というのが大事ではないのかなと思って、今回言わせていただきます。トータルで市民に優しい南魚沼を目指せ、という点についてどういうふうに考えているのか、ご答弁いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民にやさしい南魚沼を目指せ

牧野議員の2つ目のご質問に答えてまいります。牧野議員の通告の文書が700メートルというふうに書いてありましたが、これは500メートルで間違いありません。はい、訂正をお願いしたいと思います。

結論から先に申し上げたいと思います。ご指摘の配付文書には、表現に牧野議員が指摘されるとおり、不明確な部分があったために市民が不安に感じたこと。これは否めない事実だと思っておりまして、この点につきましては、私からもお詫びを申し上げたいと思います。

入所できる児童というのは、先ほどもちょっとお話をいただきましたが、1つに市内に居住または在学する小学生、2つ目に両親や祖父母が就労等により学童保育を必要とする日が日曜を除く4週間で平均12日以上——これは週の半分以上ということですが——ある児童ということになります。配付された文書の趣旨は、保育の必要性の高い児童、子供さんから優先して入所をしていただくため、各家庭の状況を詳しく確認させていただきたい。そのために協力をしてほしいという趣旨でありました。それがなかなか受けとめ方が難しかったということです。

参考までですが、これから述べる条件に該当する児童の祖父母——おじいさん、おばあさんがいる場合、就労などで児童の保育に当たれない状況の確認をさせていただきますという点で、出した文書です。児童と同居もしくは児童の自宅か学校から直線距離で500メートル以内、おおむねこれは徒歩で七、八分に居住する75歳未満の方という表現でありました。500メートル以内に居住する75歳未満の方、こういうのはなぜ、どこから出てくるのだということもあるのかもしれませんが。こういう条件は、全国の自治体が今、数多く参考としているそういう取り扱いとなっております。県内をはじめとする各自治体でもお父さん、お母さん以外の就労状況などをこれも確認させていただいて、それでもなかなかできないという方について学童保育に入所する。今、待機児童等も出ている中ではこれも致し方ないことであると思っていますし、それを確認してこそ、初めてよしということだと思っています。

なので、その趣旨はよくわかっていただき、ただ、こういう皆さんに不安のところを与えてしまったという点にはおわびをしたいと思います。一般質問の大きな項目に挙げていただいたこと。本当はそこまでという思いが私にはちょっとあるのですけれども、これはちょっと言えませんが、失礼しました。議員がおっしゃっている市の姿勢、市長の公約と反するということは全くありませんので、この点はぜひ深くご理解をいただきたいと思います。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 市民にやさしい南魚沼を目指せ

祖父母が 75 歳で 500 メートル以内の近所にいる。本当にどこかで足切りをしなければいけないとか、そういう中で 1 つのというのもわかるのですよ。わかるけれども、もっと市民の側に立った、見た人がどう受け取るかを考えてお知らせをしてください。ちゃんと子供のことを考えたりとか、保護者のことを考えたりして、私は運営というか決めていってくださいという思いです。

学童保育をこれがタイトル、大見出しでくるのはどうかというのがありますがけれども、私はここまで来るのに当たっての、先ほど言っておいてよかったわ、中保育園のこととか、国の制度のこととか、積み重ねがあって、ここはどこかで 1 回、市の姿勢、子育て支援課の姿勢というか部の姿勢を、ちょっと市民に優しい視点ではないよというのを言いたかったので、あえて言った。次、今後これからどういうふうな、また市民への来年度の募集になるのかとか、大体 1 月や 2 月ごろに学童保育の入所の案内が出ていくとか、そういう点とかありますけれども、本当に誤解というか、南魚沼はちゃんと事務方で机の上でやっているのではなくて、子育てのほうを見てやってくれているなというふうに、保護者から言われるようにやっていただければと思いますので、この質問はこれで終わります。以上になります。終わります。

○議 長 以上で、牧野晶君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、あす、12 月 13 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 50 分〕